

官報

号外

平成三十年三月十六日

○第百九十六回 衆議院會議録 第九号

平成三十年三月十六日(金曜日)

議事日程 第七号

平成三十年三月十六日

午後一時開議

- 第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 国土審議会委員の選挙
- 人事官任命につき同意を求めるの件
- 食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 再就職等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
- 行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 日本銀行総裁及び同副総裁任命につき同意を求めるの件
- 労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

平成三十年三月十六日 衆議院會議録第九号

各種委員の選挙

人事官任命につき同意を求めるの件等九件

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

国土審議会委員の選挙

○議長(大島理森君) 国土審議会委員の選挙を行います。

○田野瀬太道君 国土審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(大島理森君) 田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、国土審議会委員に吉川貴盛君を指名いたします。

人事官任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

再就職等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行総裁及び同副総裁任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官

食品安全委員会委員

再就職等監視委員会委員長及び同委員

行政不服審査会委員

国地方係争処理委員会委員

日本銀行総裁及び同副総裁

労働保険審査会委員

運輸審議会委員

及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。

内閣からの申出中、

まず、

人事官に立花宏君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に佐藤洋君、川西徹君、香

西みどり君、堀口逸子君及び伊藤充君を、

行政不服審査会委員に交告尚史君及び中山ひと

み君を、

国地方係争処理委員会委員に富越和厚君、成瀬

純子君、牛尾陽子君、辻塚也君及び齋藤誠君を、

労働保険審査会委員に渡邊英寿君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

平成三十年三月十六日 衆議院會議録第九号

次に、

食品安全委員会委員に吉田緑君を、行政不服審査会委員に戸塚誠君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、平田眞理子君及び鍋島美香君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君及び佐々木隆一郎君を、

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

日本銀行総裁に黒田東彦君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

日本銀行副総裁に若田部昌澄君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

日本銀行副総裁に兩宮正佳君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

人事官任命につき同意を求めるの件等九件 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

運輸審議会委員に和田貴志君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。(退場する者あり)

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中山泰秀君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○中山泰秀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

〔中山泰秀君登壇〕

○中山泰秀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、フィリピンのだバオに日本国総領事館を、また、北大西洋条約機構日本政府代表部をそ

れぞれ新設すること、

第二に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額を改定すること等であります。

本案は、去る九日外務委員会に付託され、同日河野太郎外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十四日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立総員。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山際大志郎君。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山際大志郎君登壇〕

○山際大志郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月十四日、松山国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、十五日、質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立総員。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席國務大臣

總務大臣 野田 聖子君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国土交通大臣 石井 啓一君
環境大臣 中川 雅治君
外務大臣臨時代理 菅 義偉君
國務大臣 福井 照君
國務大臣 松山 政司君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
がん対策基本法第十条第八項において準用する同条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の変更の報告

(要求書受領)

一、去る十三日、内閣から、人事官に立花宏君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、食品安全委員会委員に佐藤洋君、川西徹君、吉田緑君、香西みどり君、堀口逸子君及び伊藤充君を任命したので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、再就職等監視委員会委員長に井上弘通君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、平田眞理子君及び鍋島美香君を任命したので、国家公務員法第六六条の八第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、行政不服審査会委員に戸塚誠君、交告尚史君及び中山ひとみ君を任命したので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、国地方係争処理委員会委員に富越和厚君、成瀬純子君、牛尾陽子君、辻塚也君及び齋藤誠君を任命したので、地方自治法第二百五十条の九第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、日本銀行総裁に黒田東彦君を、同副総裁に若田部昌澄君及び雨宮正佳君を任命したので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、運輸審議会委員に和田貴志君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君及び佐々木隆一郎君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

龜岡 偉民君
高橋ひなこ君
穴見 陽一君
六見 陽一君

補欠

高橋ひなこ君
穴見 陽一君
龜岡 偉民君

外務委員

辞任

熊田 裕通君
杉田 水脈君
渡海紀三朗君
山田 賢司君
岡本 三成君
関 芳弘君
津島 淳君
藤井比早之君
三浦 靖君
佐藤 英道君

補欠

藤井比早之君
三浦 靖君
関 芳弘君
津島 淳君
佐藤 英道君
渡海紀三朗君
山田 賢司君
熊田 裕通君
杉田 水脈君
岡本 三成君

厚生労働委員

辞任

小泉進次郎君
繁本 護君
伊佐 進一君
足立 康史君
上杉謙太郎君
宮路 拓馬君
鰐淵 洋子君
浦野 靖人君
浦野 靖人君

補欠

上杉謙太郎君
宮路 拓馬君
鰐淵 洋子君
浦野 靖人君
小泉進次郎君
繁本 護君
伊佐 進一君
足立 康史君

国土交通委員

辞任

望月 義夫君
國場幸之助君

補欠

國場幸之助君
望月 義夫君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 佳隆君
金子 俊平君
杉田 水脈君
濱地 雅一君
百武 公親君
大岡 敏孝君
中曾根康隆君
八木 哲也君
鰐淵 洋子君

補欠

八木 哲也君
中曾根康隆君
百武 公親君
鰐淵 洋子君
大岡 敏孝君
杉田 水脈君
金子 俊平君
池田 佳隆君
濱地 雅一君

外務委員

辞任

熊田 裕通君
堀井 学君
星野 剛士君
中村 裕之君

補欠

星野 剛士君
中村 裕之君
熊田 裕通君
堀井 学君

厚生労働委員

辞任

小泉進次郎君
小林 鷹之君
三ツ林裕巳君
足立 康史君
門山 宏哲君
黄川田仁志君
百武 公親君
浦野 靖人君
浦野 靖人君

補欠

門山 宏哲君
黄川田仁志君
百武 公親君
浦野 靖人君
小泉進次郎君
小林 鷹之君
三ツ林裕巳君
足立 康史君

国土交通委員

辞任

望月 義夫君
國場幸之助君

補欠

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

金子 俊平君	本田 太郎君
小寺 裕雄君	小林 茂樹君
小林 茂樹君	小寺 裕雄君
本田 太郎君	金子 俊平君
佐藤 公治君	森田 俊和君

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君	浦野 靖人君
浦野 靖人君	足立 康史君

農林水産委員

辞任

補欠

泉田 裕彦君	神田 裕君
神田 裕君	泉田 裕彦君

(議案提出)

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外六名提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

健康増進法の一部を改正する法律案

水道法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

法務局における遺言書の保管等に関する法律案

(議案受領)

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

医療法及び医師法の一部を改正する法律案

食品衛生法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六号) 内閣委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号) 財務金融委員会 付託

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際観光旅客税法案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外五名提出)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外六名提出)

(調査要求承認)

一、厚生労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月九日

厚生労働委員長 高島 修一

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

喫煙時の室内におけるニコチン濃度に関する質問主意書(大西健介君提出)

国連人権理事会におけるUPR第三回審査・勧告に対する我が国の対応に関する質問主意書(青山雅幸君提出)

元近畿財務局管財部長の天下り先に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

普天間第二小学校以外の学校等にも屋上に監視カメラを設置することに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

政府系金融機関の融資の要件に社会保険適用を加えることに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

ギャンブル依存症者の入場制限と個人情報保護の関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例に関する質問主意書(城井崇君提出)

地域おこし協力隊の政策効果に関する質問主意書(城井崇君提出)

米国との有償軍事援助(FMS)における日本からの前払い金の余剰金未精算分に関する質問主意書(城井崇君提出)

事務次官級の国会答弁に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

米朝首脳会談とイージス・アショア導入との関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日朝首脳会談に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

国税庁長官への懲戒処分に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改ざん・書き換え対象者に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国有畦畔の取扱いに関する質問主意書(末松義規君提出)

財務省の「決裁文書」についての調査の結果における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

カジノを合法化する法案と刑法の賭博に関する法制との整合性に関する質問主意書(長妻昭君提出)

裁量労働制における偽造比較データ問題に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

森友学園関連の決裁文書改ざんに関する質問主意書(長妻昭君提出)

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書の改ざん前の記述に関する質問主意書(山井和則君提出)

野村不動産株式会社に対する特別指導の根拠や手続き等に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問主意書

衆議院議員青山雅幸君提出エネルギー基本計画の検討状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出外国人労働者と移民に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長尾秀樹君提出地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出日本相撲協会の公益認定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問に対する答弁書

平成三十年二月二十七日提出
質問 第一〇一 号

五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問主意書

文化財保護法第三条では、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と規定され、同法第二百二十五条では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と示されている。

北海道函館市にある五稜郭は、江戸時代末期に徳川幕府により蝦夷地の箱館郊外に建造された稜堡式の城郭で、築造中は、亀田御役所土塁などと呼ばれていた。そもそも五稜郭は箱館開港時に函館山の麓に置かれていた箱館奉行所の移転先として築造された。慶応二年に完成したものの、その後わずかな期間で徳川幕府が倒れたため、箱館戦争で旧幕府軍に占領され、本拠となった。明治時代には、郭内の建物はほとんど解体され、陸軍の練兵場となった。大正三年から五稜郭公園として一般開放され、以来、函館市民の憩いの場とともに函館を代表する観光地となっており、桜の開花の時期には函館市民のみならず多くの観光客が訪れる名所として認知されている。

五稜郭は、現在、文化財保護法でいう特別史跡であり、「五稜郭と箱館戦争の遺構」として北海道遺産に選定されている。このため、文化財保護法上、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする」行為には厳しい制限が課せられ、その補修には十分な留意が必要である。またわが国の他の近代城郭と同様に、市民のための公園として存続する道が選択されたため、花見などが楽しめる城址公園としての側面も併せ持つ。しかしながら、適切に保存すべき近代城郭の文化財であることと、多くの市民が利活用する憩いの場である城址公園であることは、適切な保存と利活用という場面によっては矛盾する一面もあるため、その文化財保護と利活用に関して問題が残されている。

このような観点から政府の方針を確認したいので、以下質問する。

一 現時点で、政府の近代城郭の保護整備の方針は十分に確立されていないと考えるが、公園としての側面と文化財としての側面の整合性はどうかあるべきと考えているのか。政府の見解如何。

二 それぞれの地域で近代城郭が保存されていくためには、史跡の公園化という道を歩んできたことはあながち否定されるべきではないと思うが、本来、城郭の築造当時の現状にできるだけ近い状態で「保存に影響を及ぼす行為」を制限するためには、これまで市民に広く愛されてきた公園としての側面を一定程度否定しなければならぬ。このような近代城郭を文化財として保護すること、公園としての側面の整合性について、これまで検討したことはあるのか。政府の見解如何。

三 北海道の渡島、檜山地方においても、このよ

うな公園には桜などが植樹され、松前城などのように、市民の憩いの場である公園として定着しているものが多い。渡島、檜山地方において、文化財保護法上の近代城郭の文化財であり、かつ、市民の憩いの場となっている城址公園等はどの程度あるのか。政府の把握するところを示されたい。

四 国宝や国の重要文化財に指定されている姫路城、国の重要文化財に指定されている弘前城でも、重要な観光資産である桜の植え替えに関し、五稜郭公園と同様な問題が生じていると承知している。このような事案において、政府は文化財保護法上の「将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われる」という方針と、市民の憩いの場や観光資産としての側面のどちらを優先すべきもの、あるいはどのように整合性を取るべきものと考えているのか。政府の見解如何。

五 現在、一般公開されている五稜郭公園には多くの桜が植えられ、開花の時期には多くの函館市民や観光客が訪問し、函館市の重要な観光資産になっている。桜は植樹された当時から老齢化し、植え替えを行うべき時期に来ているものもあるが、国の特別史跡であるため、植樹のために土壌を掘りかえずことなどは、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」に該当し、一定の制限が課せられる。地域の観光資産であることも勘案し、文化財保護法との整合性が取られるように、近代城郭の文化財保護と利活用に関するガイドライン等の策定をなすべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第一〇一号
平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

文化財については、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号 第一条において)「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定され、平成二十九年十二月に文化審議会において取りまとめられた「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」において「文化財の保存と活用は、共に、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。」とされており、その保存と活用を図りつつ次世代へ継承していくことが重要であると考えている。

また、お尋ねの「近代城郭」及び「ガイドライン等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物である城跡等の史跡等(以下単に「史跡等」という。)については、文化庁が開催した「史跡等整備の在り方に関する調査研究会」において、平成十三年四月に、「史跡

等の保存・整備・活用事業の在り方について(報告)」を作成して、「史跡等が整備されることにより、地域の住民にとつての文化的活動の場として、まちづくりや地域づくり、ゆとりある生活空間づくりの中核となるばかりでなく、地域の文化的な観光資源となることも視野に入れる必要がある。」等の理念を示し、また、平成十六年三月に、地方公共団体等において史跡等の保存及び活用を適切かつ円滑に進めるための参考資料として「史跡等整備のてびき―保存と活用のために―」を作成し、例えば、都市公園に指定されている城跡について、公園の整備と史跡等の本質的価値の保存と活用を目的とする整備事業との調整の観点から城郭の整備の在り方を示したり、地方公共団体の文化財主管課、公園緑地部局、観光部局等の連携の重要性を示したりしているところである。

このように、史跡等については、御指摘の「公園」や「観光資産等」としての活用との整合性を図りつつ、次世代への継承が行われるよう、史跡等が存在する地方公共団体等の関係者が連携し、史跡等の状態に応じた適切な対処をすることが必要であると考えている。

三について

お尋ねの「文化財保護法上の近代城郭の文化財」及び「市民の憩いの場となっている城址公園等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、史跡等である城跡は、お尋ねの「渡島、檜山地方」に九つあり、そのうち、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)上の都市公園内にあるものが二つあり、条例上の公園内にあるものが一つあると承知している。

平成三十年二月二十七日提出
質 問 第一〇二号

エネルギー基本計画の検討状況に関する質問
主意書

提出者 青山 雅幸

エネルギー基本計画の検討状況に関する質問
問主意書

平成二十六年に策定したエネルギー基本計画については、策定から約四年が経過し、エネルギー政策基本法で定められている検討の時期にきていると承知している。このため、平成二十九年八月九日に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会を開催し、エネルギー基本計画の検討に関する議論が開始されたと理解している。エネルギー基本計画の検討状況に関して、以下、質問する。

一 政府は、二〇三〇年度のエネルギーミックス実現目標を再生可能エネルギー二十二パーセントから二十四パーセント、原子力発電二十パーセントから二十二パーセントに定めていると理解しているが、間違いないか。

二 政府は、二〇三〇年度に、原子力発電が二十二パーセントのエネルギーミックスを実現するために、原子力発電所を何基再稼働する必要があると考えているか。基数を明らかにされた

三 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会における当面の主要課題として、原子力発電の依存度の低減が挙げられていると承知しているが、平成二十八年度で原子力発電二パーセントの依存度を二〇三〇年度に二十二パーセントに引き上げる目標を掲げることが、原子力発電の依存度の低減という課題と矛盾しないか。政府

の見解を明らかにされたい。

四 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会における当面の主要課題として、再生可能エネルギーを主力電源にすることが挙げられているが、そのための具体策を問う。

右質問する。

内閣衆質一九六第一〇二号

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出エネルギー基本計画の検討状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出エネルギー基本計画の検討状況に関する質問に対する答弁書

一について

「エネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣議決定。以下「基本計画」という。)を受けて、平成二十七年七月十六日に経済産業省が策定した「長期エネルギー需給見通し」(以下「エネルギーミックス」という。)において、平成四十二年時点の総発電電力量に占める原子力発電の割合については二十パーセントから二十二パーセント程度、再生可能エネルギーによる発電の割合については二十二パーセントから二十四パーセント程度としている。

二について

エネルギーミックスにおける平成四十二年時点の総発電電力量に占める原子力発電の割合については、安全性の確保を大前提に、エネルギー

ギー自給率はおおむね二十五パーセント程度まで改善すること、電力コストは現状よりも引き下げることで欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を掲げることといった政策目標を同時に達成するに当たって、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電所の高効率化等により可能な限り原発依存度を低減することを見込んだものであり、平成四十二年時点における個別の実用発電用原子炉の稼働の状況や設備利用率を想定して示したのではない。このため、お尋ねについて現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、基本計画においては、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」としており、これを受けたエネルギーミックスにおいては、「東日本大震災前に約三割を占めていた原発依存度は、二十パーセント・二十二パーセント程度へと大きく低減する」としている。

四について

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けて、再生可能エネルギーの発電コストの低減に向けた研究開発等の推進及び再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促すための電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)に基づく入札制度等の活用を図るとともに、既存の電力系統を最大限活用するため、電力系統に接続された電源の発電

電力量が当該系統の容量を上回ることが見込まれる場合には電源の出力を制御する等の一定の条件を付した上で電力系統への接続を認める等の運用の仕組みの検討等に取り組んでいく。

平成三十年二月二十八日提出
質 問 第一〇三号

児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問主意書

児童福祉法第三十三条に基づく児童の「一時保護」は、保護者による虐待から、児童の生命、安全を守るための措置と承知している。ところで、「一時保護」を執行する際の前提となる「虐待があつたかどうか」について、わが国で厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」などで、いわゆる「乳幼児ゆさぶられ症候群」(SBS)が所見されるかどうかの一つの判断基準になっていると承知している。

しかし、児童相談所の常勤医でも「SBSなどの乳幼児頭部外傷が虐待によるものかどうかの判断は難しい」(横浜市中央児童相談所常勤医・田崎みどり氏「AHT/SBS対応に苦慮している児童相談所の現状について」より)としている。そこで、以下質問する。

一 「子ども虐待対応の手引き」では「家庭内の転倒・転落を主訴にしたり、受傷機転不明で硬膜下血腫を負った乳幼児が受診した場合は、必ずSBSを第一に考えなければならない」としているが、これに医学的根拠はあるのか。

二 「子ども虐待対応の手引き」では「SBSの疑いが強ければ、子どもの安全確保のために職権による保護を行う。乳幼児の親子分離が親子関係の形成を阻害し、二次的な虐待の素地を作るというマイナス面を考慮にいれても、受傷の原因が特定できず虐待の可能性がある限りは、安全を第一に分離の判断をせざるを得ない。」とされている。このことが、必要以上の一時保護につながっていないか。

三 近年欧米の研究では、「硬膜下血腫、網膜出血、脳浮腫の三徴候はSBSによるもの」と断定するSBS理論には疑問がある、とされ、日本弁護士連合会(日弁連)でも、「SBS理論は保護者が子どもに虐待を行ったという冤罪を作り出していく危険性がある」と警告を発している。このことに對し、政府はどのように考えるか。

四 SBSに關して保護された事案に對する直近五年間の異議申し立て、ならびに訴訟件数と、このうち異議申し立てならびに原告の訴えが認められた件数について、それぞれ示されたい。

五 政府は「子ども虐待対応の手引き」や「一時保護ガイドライン」を見直す考えはないか。

六 二カ月を超えて保護する場合行わなければならない都道府県児童福祉審議会の意見聴取について、直近五年間で、各都道府県の開催件数、およびそのうち「保護の必要なし」と判断された件数を示されたい。

七 多くの都道府県児童福祉審議会が非公開とされており、保護者にも論議の内容が示されていないことについて、政府はどのように考えているか。

八 平成二十九年六月に成立した「児童福祉法及

び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」により、同審議会に代わり家庭裁判所による審査が導入されることとなったと承知しているが、どのような理由で家庭裁判所による審査が導入されることになったのか。

九 政府は、二カ月を超えて一時保護されているケースについて、それが適正かどうか早急にチェックする考えはないか。

内閣衆質一九六第一〇三号
平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十年度から平成二十二年までの間に行われた厚生労働科学研究費補助金による子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究において作成された子ども虐待対応医師のための子ども虐待対応・医学診断ガイドの中で、乳幼児揺さぶられ症候群(以下「SBS」という。)の「医学的診断アルゴリズム」として、「三主徴(硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫)が揃っている、三m以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなければ・・・SBS・・・である可能性が極めて高い」、「硬膜下血腫とSBS・・・に特徴的」と

れる眼所見(鋸状縁に及ぶほど広汎で多発性・多層性・多形性の網膜出血、網膜ひだ、網膜分離症)があれば、SBS・・・である可能性が極めて高い」とされ、硬膜下血腫がSBSの可能性が高い特徴的な所見の一つとして共通して記載されていることを踏まえて記載している。

二について

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条第一項においては、「児童相談所長は・・・児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うこと等ができる」とされており、児童の安全を確保し適切な保護を図る観点から、お尋ねの記載は適切なものと考えている。

三について

政府としては、児童(児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。)等の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、適切に一時保護を行い、児童虐待であるかどうかについて、児童等及び保護者の状況等の調査及び診断を行い、総合的に判断すべきであると考えている。

四について

お尋ねについては、把握していない。

五について

お尋ねの「一時保護ガイドライン」の意味するところが明らかではないが、現時点では、子ども虐待対応の手引きについて(平成十一年三月二十九日付け児童第十一号厚生省児童家庭局企画課長通知)におけるSBSに關する記載を見直す考えはない。

六について

お尋ねの件数について、直近五年間の件数は把握していないが、平成二十八年九月に厚生労働省が行った都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)への調査によると、平成二十八年四月から同年七月までの四か月間において、二カ月を超えて引き続き一時保護を行うこと等が親権者等の意に反する場合の都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長(以下「都道府県知事等」という。)による児童福祉審議会(児童福祉法第八條第五項に規定する児童福祉審議会をいう。以下同じ。)への意見聴取を行った件数は百九十七件であり、このうち児童福祉審議会において延長が認められなかったものはない。

七について

児童福祉審議会の運営については、各都道府県等において、審議内容に依りて、公開の是非を適切に判断しているものと考えている。

八について

お尋ねについては、一時保護の一層の適正性を担保する観点から、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十九号)に盛り込んだものである。

九について

現在、一時保護の適正性を担保するため、児童福祉法第三十三条第五項において、一時保護を開始した日から二カ月を超えて引き続き一時保護を行うこと等が親権者等の意に反する場合においては、都道府県知事等は、児童福祉審議会への意見聴取を行うこととされているところであり、こうした手続を経て、一時保護は適正に行われているものと考えている。

平成三十年二月二十八日提出
質問 第一〇四号

外国人労働者と移民に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

外国人労働者と移民に関する質問主意書

厚労省はわが国における外国人労働者が、昨年十月末時点で百二十七万八千六百七十人だったと発表した。安倍政権が発足した五年前から倍増となっており、日本の雇用者総数の約二パーセントを占めるまでになっている。飲食などサービス業から建設、農業、漁業、福祉などが国のあらゆる産業が、外国人労働者なくして成り立たなくなっている。安倍総理も二月二十日の経済財政諮問会議で、外国人労働者受け入れの拡大を表明した。しかし、安倍総理は一方で「移民政策はとらない」としている。

そこで、以下質問する。

一 わが国における政府の「移民」及び「移民政策」の定義を示されたい。

二 安倍内閣が「いわゆる移民政策をとる考えはない」とする理由を示されたい。

三 安倍内閣以外の政権が「いわゆる移民政策」とすることは現行法上、可能か。

四 国連統計委員会への国連事務総長報告書（一九九七年）では、移民の一般的定義について「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも十二カ月間当該国に居住する人のこと（長期の移民）」としている。この定義に当てはめれば、在留期限が一年を超える外国人技能研修制度による研修生等は移民ではないのか。

五 前述、百二十七万八千六百七十人の外国人労働者には移民は含まれていると認識しているのか。いるとすれば、概ね何人か示されたい。

六 安倍総理は一方で「家族の帯同は基本的に認めない」との前提条件を付けているがその理由を示されたい。「家族の帯同」は「移民政策」「移民」にあたるかと理解しているのか。

七 家族帯同を基本的に認めないことで、優秀な外国人労働者の招へいを阻害しないのか。

八 政府は、国民がなし崩し的に外国人労働者が増えている現状を不安に思っている、と考えないか。外国人労働者について、日本の雇用者総数の何パーセントまで受け入れる考えか。

九 政府は、これまでの入管行政を根本的に見直し、「移民受け入れ」を正面から議論する考えはないか。

内閣衆質一九六第一〇四号
平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出外国人労働者と移民に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出外国人労働者と移民に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び九について

お尋ねの「移民」や「移民政策」という言葉は様々な文脈で用いられており、それらの定義及び御指摘の「百二十七万八千六百七十人の外国人労働者」に係るお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

その上で、政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと

と期限を設けることなく受け入れることによつて国家を維持していこうとする政策については、専門的、技術的分野の外国人を積極的に受け入れることとする現在の外国人の受け入れの在り方とは相容れないため、これを採ることは考えていない。

三について

お尋ねの「いわゆる移民政策」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

御指摘の報告書の個々の文言が意味するところについて、政府としてお答えする立場にな

六について

平成三十年二月二十日の経済財政諮問会議において、安倍内閣総理大臣（以下「安倍総理」という。）が「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めない」といった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を進め、今年の夏に方向性を示したいと考えている」と述べたのは、同会議において、安倍総理が「五年間のアベノミクスによつて、有効求人倍率が四十三年ぶりの高水準となる中で、中小・小規模事業者の皆さんを始め、深刻な人手不足が生じている。生産性向上や女性・高齢者の就業環境の整備のため、生産性革命・人づくり革命・働き方改革を推進すること

に、あわせて、専門的・技術的な外国人受け入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要があると考えている」と述べた上で、その検討に当たつての前提条件を示したものである。

後段のお尋ねについては、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

現行制度の下においても、一部の外国人について家族の帯同を認めない取扱いをしているが、そのような取扱いをしても、我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を受け入れることができていると考えているため、お尋ねのように「家族帯同を基本的に認めない」ことで、優秀な外国人労働者の招へいを阻害するとは考えていない。

八について

お尋ねの「なし崩し的に外国人労働者が増えている現状」の具体的に意味するところが明らかではないため、前段のお尋ねについてお答えすることは困難であるが、外国人の受け入れについては、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づき適正に行っているところである。

また、外国人の受け入れについては、平成三十年二月二十日の経済財政諮問会議において、安倍総理が「五年間のアベノミクスによつて、有効求人倍率が四十三年ぶりの高水準となる中で、中小・小規模事業者の皆さんを始め、深刻な人手不足が生じている。生産性向上や女性・高齢者の就業環境の整備のため、生産性革命・人づくり革命・働き方改革を推進することともに、あわせて、専門的・技術的な外国人受け入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要があると考えている」と述べているとおりであり、後段のお尋ねの数値をお示しすることは困難である。

平成三十年二月二十八日提出
質問 第一〇五号

地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する
質問主意書

提出者 長尾 秀樹

地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する
質問主意書

一昨年来、社会福祉法や介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法などが改正された。

その主な内容は、「社会福祉法人制度の改革や介護人材確保の推進」「高齢者の自立支援と要介護の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方々に必要なサービスが提供されるようにする」という福祉サービスの供給体制の整備、充実を図るほか、地域包括ケアシステムを強化して、地域共生社会を実現していくこととするものである。

官 報 (号 外)

官

一 平成十四年八月二十九日、厚生労働省によって「隣保館の設置及び運営について」との通知が出されている。

その中では、隣保館の今日的役割として「隣保館は、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施するなど、その期待される役割はますます大きいものとなっている」とされている。さらには「社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望ま

れる」なども記されている。

隣保館の今後の役割の重要性及び隣保館が地域福祉を担っていくことが示されているものと理解しているが、この通知は今なお有効なのか。

二 改正社会福祉法の第四条第一項及び第二項に「地域住民等」との文言が加えられた。社会福祉法からも、この通知の趣旨からも、社会福祉及び地域福祉において、隣保館も「地域住民等」に含まれると当然解釈できるはずだが、それで良いか。また、「等」とは地域住民のほかにとのような方々または機関を意味しているのか。

三 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制を構築するためには、社会福祉法人を始め、例えば、消費生活協同組合・子ども会・学校・PTA・老人クラブ・自治会・民生委員・自治委員など多様な地域活動の担い手が協働していく必要がある。

そうであれば、隣保館についても「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」に明記すべきではなかったか。明記することこそ、隣保館もまた地域共生に大きな役割を担っていくものと、厚生労働省から市町村その他へ周知できるのではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 社会には様々な差別が生じる。高齢者への差別、障がい者への差別、生活困窮者への差別、また部落差別、さらには隣保館への偏った理解などあらゆる差別や間違った理解の解消に真正面から取り組まないと地域包括的福祉、地域共生社会の実現はないと考える。

例えば、地域福祉計画に共生の妨げになりかねない差別や意識の生じる可能性を明記し、改正社会福祉法で重要な役割とされる地域福祉協

議会や民生委員・児童委員などに差別や人権に関する研修を必要とするなど、まずは市町村などの自治体への周知を徹底すべきである。政府として、どのような具体的対応をするつもりか、伺いたい。

五 隣保館の設置及び運営主体が市町村であるため、市町村の財政事情で隣保館の事業や活動が大きく制約されているのではないかと考えられる。今後、地域共生社会の拠点となっていくためには、耐震化も必須であり、高齢者や障がい者・けが人などが利用できるエレベーター設置を始め、バリアフリー対応を進めるべきだと考える。

また、多岐・複雑な地域社会の課題を解決するには、相談員の配置やその報酬を「隣保館運営等補助金」の対象としてもらいたいなどの要望もあると聞いている。隣保館従来の相談事業の充実のためにも、更に共生社会実現の一翼を担うためにも、何らかの予算上の配慮をすべきと考えるが、いかがか。

六 社会福祉法を始め一連の法改正で目指す地域共生社会の実現には、地域住民等、つまり諸々の人々や各団体・機関などが相互理解と連携を深め、間違った理解をすることなく、あらゆる差別を撤廃又は解消することが不可欠である。差別撤廃・解消に対応する法律は多々あるが、それぞれを所管する各省庁間の連携なくしては、社会福祉法などが目指す地域共生社会の実現はあり得ない。

については、右を踏まえた上で、地域共生社会の実現のため、政府として今後どのように取り組んでいくのか示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九六第一〇五号
平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長尾秀樹君提出地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長尾秀樹君提出地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する質問に対する
答弁書

一について

お尋ねの「隣保館の設置及び運営について」(平成十四年八月二十九日付け社援発第〇八二九〇〇一号厚生労働省社会・援護局長通知)については、現時点において廃止されていない。

二について

お尋ねの「改正社会福祉法」が地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号。以下「地域包括ケア強化法」という)第八条の規定による改正後の社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)とすれば、同法第四条第一項において、「地域住民等」は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義されており、隣保館において社会福祉法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業(以下単に「隣保事業」という)を営業者は、「社会福祉を目的とする事業を営業者」に含まれるものと考えている。

三について

お尋ねの「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成二十九年十二月十二

日付け子発二二二第一号・社援発二二二第二号・老発二二二第一号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知(別紙に掲げる「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」における「地域住民等」は、地域包括ケア強化法第八条の規定による改正後の社会福祉法第四条第一項に規定する「地域住民等」であり、二について述べたとおり、隣保館において隣保事業を経営する者が含まれるものと考えている。また、全国厚生労働関係部局長会議等の機会において、隣保館が地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、市町村に対し周知するよう、都道府県に依頼してまいりたい。

四について

厚生労働省としては、「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」平成二十六年一月十日付け雇児育発〇一一〇第二号・社援地発〇一一〇第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長及び社会・援護局地域福祉課長連名通知)において、人権の尊重に係る内容も含め、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が民生委員及び児童委員に対して実施する研修に係る留意事項を示している。また、全国厚生労働関係部局長会議等の機会において、民生委員及び児童委員が人権課題に関する理解を深める機会を設けるよう、都道府県等に依頼してまいりたい。

隣保館の運営費等に対する国庫補助については、所要の予算を確保してきているところであり、今後とも、その確保に努めてまいりたい。

六について

政府としては、「二ツポン一億総活躍プラン」(平成二十八年六月二日閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて必要な取組を進めてまいりたい。

平成三十年二月二十八日提出
質問 第一〇六号

日本相撲協会の公益認定に関する質問主意書

提出者 城井 崇

日本相撲協会の公益認定に関する質問主意書

公益財団法人日本相撲協会の公益認定について、以下質問する。

一 日本相撲協会が支払ったここ三年間の税負担について政府として把握しているか。税優遇を受けている部分と税優遇を受けていない部分の割合についても把握しているか。

二 日本相撲協会のここ三年間の事業収入、特にチケット販売収入について政府として把握しているか。この事業収入は公益事業の範囲内の収入か。

三 日本相撲協会のここ三年間の放映権収入について政府として把握しているか。この収入は公益事業の範囲内の収入か。

四 日本相撲協会の多額のチケット販売などの事業収入、放映権収入に比して税負担はごく限られているが、この公益法人による莫大な利益が何に使われているか政府として把握しているか。

五 ここ十年間に日本相撲協会が関わった刑事事件について政府として把握しているか。公益法人が公益事業の中で刑事事件を起こした場合、公益法人としての公益認定はどう取り扱われるのか。

六 内部で数度の刑事事件を起こした公益財団法人日本相撲協会に対し、政府から公益認定法(公益法人の監督)に基づく報告を日本相撲協会に対して求めたか。日本相撲協会に対する公益法人としての監督について政府が行った内容を具体的に示されたい。

七 刑事事件に関与した力士は構成員ではあるが、理事などの役職者ではないので法人格が刑事事件に関与したとは言い難い、と法律的には解釈できると考えるが、政府の見解を示されたい。また公益認定基準にある「公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない」の内容は政令で定められていて三項目あり、そこで公益法人の構成員の刑事事件への関与がこの三項目に含まれると解するのは難しいと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 公益法人の構成員が犯罪を犯した場合に当該法人の公益認定を取り消すしくみが法律上存在しないことに関して、政府の見解を示されたい。

九 刑事事件に関し政府から公益認定法(公益法人の監督)に基づく報告を求めた上で、日本相撲協会に対し行政庁による公益認定の任意的取り消しを行うことが妥当と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一〇六号

平成三十年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出日本相撲協会の公益認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員城井崇君提出日本相撲協会の公益認定に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「事業収入」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公益財団法人日本相撲協会(以下「協会」という。)からは、公益財団法人の設立の登記がされた平成二十六年一月三十日から平成二十八年十二月三十一日までの期間の各事業年度に係る正味財産増減計算書の提出を受けており、その中で、「租税公課」の科目及び「法人税等」の科目を含む費用の各科目に計上されている金額並びに「相撲事業収益」の科目に計上されている金額(本場所における入場券販売収入及び放映権収入を含む。以下同じ)を把握しており、「相撲事業収益」の科目に計上されている金額は、公益目的事業に関する会計に全て計上されている。

また、お尋ねの「税優遇を受けている部分と税優遇を受けていない部分の割合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「日本相撲協会が関わった刑事事件」及び「公益法人が公益事業の中で刑事事件を起こ

平成三十年三月十六日 衆議院會議録第九号 議長の報告

こした場合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六及び九について
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。)を所管する内閣府として、協会からは、個別具体的な事案に応じ、適時に報告を受けているところであり、引き続き適正な監督に努めてまいりたい。

七について
なお、公益法人認定法第二十七条第一項に基づき、協会に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めたことはない。

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

八について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、公益法人認定法は、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定めているところである。

平成三十年三月一日提出
質問 第一〇七号

偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書

提出者 大西 健介

偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書

昨今、訪日外国人旅行者の増加により、日本国内で外国人が運転するレンタカーによる事故が増

えている。

このような中で、ジュネーブ条約に加入していない中国は国際免許証を発行できないはずだが、中国人観光客がフィリピンの運転免許証と国際免許証を提示して、レンタカーを借りる事例が報告されている。

一方で、インターネット上には、中国人を対象に国際免許証の取得を代行する業者の情報が多数載せられており、フィリピンに行ったことがなく、フィリピン国内に住所がなくても国際免許証を発行してもらえることになっている。さらに、こうして発行されたフィリピンの運転免許証及び国際免許証は偽造であることも報告されている。

一 一年間の訪日外国人旅行者によるレンタカーでの事故の件数及びそのうち中国人の割合如何。
二 ジュネーブ条約に加入しておらず、国際免許証を取得できないはずの中国人観光客が国際免許証でレンタカーを借りている実態を政府は把握しているか。仮に把握していない場合は、把握すべきではないか。

三 中国人観光客が携行しているフィリピンの運転免許証及び国際免許証が偽造されているケースがあることを政府は承知しているか。

四 中国人向けに偽造国際免許証の取得を代行する業者が横行している可能性があるとすれば、事故を防ぎ、国民の命と安全を守るために、外国人の無免許運転の取り締まりの強化やレンタカー事業者への注意喚起など政府として対策を講じるべきではないか。

内閣衆質一九六第一〇七号
平成三十年三月九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 大西健介君提出偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大西健介君提出偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、政府として把握していない。なお、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十二条の二に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する外国籍を有する者が第一当事者であった交通事故(人の死傷を伴うものに限る。)のうち、レンタカーを使用したものの発生件数は、平成二十九年において、百八十八件である。また、このうち、国籍・地域別内訳が中国であるものは七十一件で、約三十七・八パーセントである。

二から四までについて
お尋ねの「中国人観光客が国際免許証でレンタカーを借りている実態」及び「中国人観光客が携行しているフィリピンの運転免許証及び国際免許証が偽造されているケース」については、その有無も含め、関係省庁及び関係団体が連携して、国際運転免許証等を所持する外国籍を有する者による我が国におけるレンタカーの使用等の実態の把握に努めているところであり、その結果を踏まえ、必要な対策を講じてまいりたい。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出牧原秀樹厚生労働副大臣の「全面テレビ公開で、公開リッチのよう」にやる」との発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員池田真紀君提出平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出TPP11における酪農および畜産業分野での懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員楠木道義君提出国税庁佐川宣寿長官の出勤、出張及び公用車使用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問に対する答弁書

平成三十年三月二日提出
質問第一〇八号

牧原秀樹厚生労働副大臣の「全面テレビ公開で、公開リンチのようにやる」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

牧原秀樹厚生労働副大臣の「全面テレビ公開で、公開リンチのようにやる」との発言に関する質問主意書

平成三十年三月一日、牧原秀樹厚生労働副大臣は働き方改革関連法案（「本法案」という。）の事前審査をする自由民主党厚生労働部会（「本会合」という。）に出席し、本法案をめぐる不適切データ問題で、立憲民主党をはじめとする野党各党の合同ヒアリングについて、「全面テレビ公開で、公開リンチのようにやる」と発言した。本会合では、本法案の与党による事前審査が行われていたと承知している。

本会合では、安倍総理が裁量労働制の対象拡大を本法案から削除する方針を決めたことについての議論が行われていたものであり、牧原秀樹氏は自民党所属の衆議院議員として、自民党の厚生労働部会に一議員として出席していたのではなく、厚

生労働副大臣として、政府を代表し、自民党に本法案の説明に行っていたものである。

牧原副大臣は、厚生労働省の担当職員が野党議員からの追及を受け、職員がその場で資料を出せないとい、「そうやって隠すのか」と一部の人が大騒ぎをして大変なことになった」とも発言した。

牧原副大臣は、本会合後、発言を撤回し、「野党の皆さんが議論するのは正当な権利。こちら（厚生労働省）に落ち度があったことは事実で、大変申し訳なく思っている。適切ではなかった」と述べたと仄聞する。

大辞泉によれば、リンチとは、米国バージニア州の治安判事の名に由来し、「法的手続きを経ないで暴力的制裁を加えること。私刑である」と示されている。また「法律に基づかないで、特定集団（およびそれ自身が定める独自の規則）により決され、執行される私的な制裁」であるとされる。

国会議員が個々の政策課題について、関係省庁に説明を求めることは、日本国憲法第六十三条でいう「内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができ。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない」との規定に由来し、国会法第一百四十四条の「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない」との「等の規定で具体的に保障されているところの、国政調査権の作用であり、リンチという言葉の持つ「法的手続きを経ない」というものとは全く異なる。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

一 本会合では、安倍総理が裁量労働制の対象拡大を本法案から削除する方針を決めたことについての議論が行われていたものであり、牧原秀樹氏は自民党所属の衆議院議員として、本会合に一議員として出席していたのではなく、厚生労働副大臣として、政府を代表し、自民党に本法案の説明に行っていたものである。本会合では、牧原秀樹氏は、厚生労働副大臣として出席したという理解でよいのか。

二 一に關連して、本会合に出席した牧原秀樹厚生労働副大臣は本法案について、政府の考えを説明するため、政府を代表して出席したという理解でよいのか。

三 牧原秀樹厚生労働副大臣のいう「全面テレビ公開で、公開リンチのようにやる」との発言は、立憲民主党をはじめとする野党各党の合同ヒアリングは「法的手続きを経ないで暴力的制裁を加える」とものであると判断し、それを公開のリンチであると評したという理解でよいのか。

四 牧原秀樹厚生労働副大臣のいう「一部の人が大騒ぎをして大変なことになった」との発言の「一部の」とは具体的に誰を指すのか。

五 四に關連して、「一部の」とは、立憲民主党所属の衆議院議員は含まれているのか。政府の見解如何。

六 国会議員が個々の提出予定法案に関する課題について、国会連絡室経由で要請し、国会内の会議室で関係省庁に事前に説明を求めることは、「法的手続きを経ない」とものであると考えているのか。政府の見解如何。

七 リンチという言葉には、私的な特定集団によ

る行為という意味が含まれていると史料する。

日本国憲法に明示されていないものの、国会議員の所属する政党は、政党助成法第一条で「この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする」と示されるように、法令で規定され、「議会制民主政治における政党の機能の重要性」は肯定されている。野党各党が提出予定法案に関する課題について、関係省庁に事前に説明を求めることは、私的な特定集団による要求であると考えているのか。政府の見解如何。

八 牧原秀樹厚生労働副大臣は、批判が生じたため、一連の発言を撤回したと仄聞するものの、当初の発言の意味するところは、日本国憲法第六十三条ないし国会法第一百四十四条に反するもので、日本国憲法第九十九条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」に反する。憲法尊重擁護義務に反している牧原秀樹氏は、厚生労働副大臣を辞任すべきである。政府の見解如何。

九 八に關して、牧原秀樹氏を安倍内閣の厚生労働副大臣に任じた安倍総理の任命責任は重いかかる任命責任について、安倍総理はどう考えているのか。安倍総理の見解如何。

十 本法案は、不適切なデータとともに、不適切な厚生労働副大臣の関与でつくられようとしている。政府は本法案の提出を断念し、労働政策審議会で議論しなおすべきではないか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第一〇八号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出牧原秀樹厚生労働大臣の「全面テレビ公開で、公開リンチのようにする」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出牧原秀樹厚生労働副大臣の「全面テレビ公開で、公開リンチのようにする」との発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

牧原厚生労働副大臣は、平成三十年三月一日に開催された自由民主党厚生労働部会・人生一〇〇年時代戦略本部・雇用問題調査会合同会議（以下「合同会議」という。）に、厚生労働副大臣として、今国会への提出を検討している働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（仮称に係る状況を説明するため出席したものである。

三から五までについて

合同会議における牧原厚生労働副大臣の御指摘の発言は特定の個人等を念頭に発言したもの

ではなく、非常に不適切な表現を用いたことについて既に撤回し、謝罪している。
六及び七について
国会議員や政党が、お尋ねのように「提出予定法案に関する課題」について、「関係省庁に事前に説明を求める」場合には、政府としてはこれに可能な限り協力すべきものと考えている。
八及び九について

牧原厚生労働副大臣は、非常に不適切な表現を用いたことについて既に撤回し、謝罪しており、また、厚生労働副大臣としての職務を適切に遂行していると考えており、安倍内閣の一員として、その職責を全うしていくものと考えている。

十について

平成二十九年九月八日に厚生労働大臣が労働政策審議会に対し諮問した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「諮問要綱」という。）については、同審議会において、様々な視点に立って審議され「おおむね妥当と認める」との答申を得たものであり、政府においては、現在、諮問要綱中、第一の五（企画業務型裁量労働制）関係以外の内容について、法案を提出することとしているところである。

平成三十年三月二日提出
質問 第一〇九号

科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問
主意書

提出者 初鹿 明博

科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問主意書

原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」という。）が開催する、原発から生じた使用済核燃料を再処理等することで生じる高レベル放射性廃棄物（以下、「核のごみ」という。）最終処分場建設に向けた「科学的特性マップに関する意見交換会」（以下、「意見交換会」という。）を巡って、NUMOの再委託先の企業が謝礼を払うなどして学生を動員していたことが昨年十一月に発覚して、NUMOの設置した第三者の調査チームによる調査が行われました。

この調査の過程でNUMOの職員が電力会社関係者に参加を呼びかけるメールを送っていたことが判明しました。

また、東京電力ホールディングス株式会社は、昨年管内で開かれた六ヶ所の意見交換会に、「一般席で参加した社員が少なくとも八十一名（総来場者の約十七パーセント）いた」ことを公表しました。

この意見交換会は、国民に広く核のごみの最終処分の重要性について理解を深める為に行うものであり、会をこなしたり、出席者の数を集めたりすれば良いというものではありません。

特に核のごみを排出する電力会社の関係者が席を埋めることは、国民の原子力行政に対する不信感を募らせることにつながり、非常に不適切であったと考えます。

この意見交換会はNUMOと資源エネルギー庁の共催で行われているものであるから、参加者に

謝礼を支払うことはもとより、電力会社関係者を動員する行為について政府も主催者としての責任があるものと考えます。
以下、質問します。

一 政府は、意見交換会に東京電力ホールディングス株式会社以外の電力会社関係者が何人出席していたか把握をしていますか。

二 把握していないなら、国民の不信を払拭する為にも電力会社関係者の参加者数の調査をするべきと考えますが、政府の見解を伺います。

三 把握しているとしたら、電力会社関係者が何人参加していたのかを各社ごとにお答えください。

四 昨月より、この意見交換会は「科学的特性マップに関する対話型全国説明会」と名称を変更し再開されていますが、電力会社関係者が参加することは、発言しないとしても不適切であり、国民の誤解を生じさせる懸念があるので、出席させるべきではないと考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九六第一〇九号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

原子力発電環境整備機構の評議員会に設置された調査チームが取りまとめた調査結果において、電力会社関係者の「科学的特性マップに関する意見交換会」への参加者は少なくとも六十七名であったとされているものと承知している。

今回の事案については、電力会社関係者が一般の参加者と見分けのつかない形で参加していたことにより、「科学的特性マップに関する意見交換会」の公正性について疑念を持たれたことが問題であり、電力会社関係者の参加人数が多寡が問題ではないと考えている。

当該調査結果で指摘されていた告知方法等について定めた規則等がない中で告知等及び電力会社関係者の関係者席への着席の不徹底をしっかりと改めるべきと考えており、御指摘の「意見交換会に東京電力ホールディングス株式会社以外の電力会社関係者が何人出席していたか」について調査を行うことが必要とは考えていない。

四について

特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する電力会社は、最終処分に関する理解活動を積極的に実施する立場にあり、国民の皆様の声や等々の観点から、電力会社関係者が意見交換会等に参加すること自体は問題ないと考えている。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一〇号

JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに関する質問主意書

先月二十五日、金メダル四個を含む十三個のメダルを獲得する等、日本選手団が大活躍して平昌五輪が幕を閉じました。

日本選手団の活躍に日本国中が感動し、多くの国民が彼らの活躍に勇気を与えられ、二年後の東京五輪を盛り上げようという機運を高める結果となりました。

各選手の活躍は素晴らしいものでありましたが、五輪の組織運営という面では多くの課題が残った五輪であったと感じます。

国際オリンピック委員会（IOC）の規則に従って、日本オリンピック委員会（JOC）が過度な「スポンサーファースト」を掲げ、公式スポンサーや自治体以外の選手が所属する企業や学校が開く壮行会などをメディアに公開することを規制しました。その結果、急きょ、壮行会を非公開にしたり、パブリックビューイング（PV）を自粛するケースが全国で相次ぎました。

JOCは帰国後の報告会や祝賀会については、所属先などの学校に限り公開を認める方針に転じたようですが、選手を雇用してきた企業があることによって、競技を続けることが出来た選手も多く、このような規制が行われたことは、国全体で東京五輪を盛り上げていこうという流れに水を差すことになりかねないと感じます。

憲法によつて集会結社の自由や表現の自由が保障されているのですから、商標登録されている五輪マークを無断で使うようなあらさまな便乗広告を除き、JOCがPVや壮行会を公開で行うことを規制するべきではないと考えます。

以上を踏まえて、以下質問します。

一 平昌五輪においてJOCが、公式スポンサーや自治体以外が行う壮行会などを公開すること規制したことは不適切で、行き過ぎた規制であると考えますが、政府の見解を伺います。

二 二〇二〇年の東京五輪に向けて今後様々なイベントが企画されていると考えられるが、過度な規制は東京五輪開催に水を差すことになりかねないので、公式スポンサーに一定の配慮はしつつも、一律に規制をかけることが無いようにするべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一一〇号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに
関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「公式スポンサーや自治体以外の選

手が所属する企業や学校が開く壮行会などをメディアに公開すること」への対応については、公益財団法人日本オリンピック委員会において検討されるものであるが、政府としては、同委員会において国民の理解が得られるよう適切な対応を行うことが望ましいと考える。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一一号

東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問主意書

東シナ海で一月六日、イランの石油タンカー「サンチ」号が中国の貨物船と衝突し炎上、その後、漂流し、十四日、我が国の排他的経済水域内で沈没しました。

その後、鹿児島県奄美大島、沖縄県沖縄本島等二十五島の海岸において、サンチ号から流出したとみられる油状の物が漂着していることが確認されています。

この油状漂着物については自治体がボランティアなどの協力の下で回収に努めていると聞いていますが、以下、政府の見解を伺います。

一 油状漂着物の回収にかかる費用について、政府は現時点では誰が負担をするべきと考えていますか。

二 各島々に漂着した油状の物がサンチ号から流出したものであると判明した場合には、荷主も

しくは船主等に回収にかかった費用の求償を行うべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

三 その場合には、政府が船主もしくは荷主等に対して求償を行うのですか。

四 油状漂着物がサンチ号から流出したものであると断定出来るまでは、回収費等の求償を行うことはしないのですか。
右質問する。

内閣衆質一九六第一一一号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「負担」及び「求償」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「油状漂着物」による損害が、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第二条第六号に規定するタンカー油濁損害である場合には、原則として、同法第三条第一項の規定に基づき、当該タンカー油濁損害に係る油が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責めに任ずることとされており、また、同法第二条第七号の二に規定する一般船舶油濁損害である場合には、原則として、同法第三十九条の二第一項の規定に基づき、当該一般船舶油濁損害に係る燃料油が積載されていた一般船舶の一般船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずることとされている。

いづれの場合においても、損害の賠償の請求については、当該請求の権利を有する者がその判断により行うものと考ええる。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一一二号

優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問主意書

独立系インターネットメディアのワセダクロニクルの調査によると、優生保護法における強制不妊手術の件数が全国二位であった宮城県において、一九五七年に、当時の東北電力社長を会長とし、県の小学校長会の会長、PTA連合会会長、医師会会長など地元有力者が役員に名前を連ねる宮城県精神薄弱児福祉協会という団体が作られました。

この会の顧問には県知事や仙台市長、県議会議長、衆参の国会議員、そして、地元の有力紙である河北新報の会長や現在のNHK仙台放送局に当たる仙台中央放送局の局長も就任していました。設立趣意書には、協会が手がける仕事について

「遺伝性の精神薄弱児をふやさないという優生手術の徹底と明記されており、優生手術を『宮城県百年の大計として、民族の再建を考えるなら、どうしてもやらなければならない仕事』であると位置づけていました。

つまり、行政に加えて、政界、経済界、医学界、そして、メディアを挙げて優生保護法に基づく強制不妊手術を推し進めていたことが推察されます。

今、宮城県で強制不妊手術を受けた当事者が国を相手取り訴訟を提起し、与党内でも補償を含めて検討が始まると報じられています。

優生手術と言われていた強制不妊手術は、当時は合法であったとしても今の常識に照らしてみれば障害者に対する偏見と差別からなる人権侵害であることは明白です。

この明らかなる人権侵害に我が国唯一の公共放送機関であるNHKが関わっていた可能性があるというのは非常に問題であると考え、以下、質問します。

一 当時、宮城県で国の特殊法人であるNHKの幹部も役員に加入する形で、強制不妊手術を推進する精神薄弱児福祉協会という団体が存在し活動していたことを政府は把握していましたか。

二 また、宮城県以外の他の都道府県で同様の組織はありましたか。

三 国の特殊法人である唯一の公共放送機関、NHKの幹部社員が強制不妊手術を推進する団体の顧問に就任していますが、これは個人の判断のみで顧問に就任していたのですか、それとも、NHKも了解の上で認めていたのですか、

政府の承知するところをお答え願います。また、国はNHKの幹部社員が上記の団体の役員に就いていたことを知っていましたか。

四 世論に大きな影響を及ぼすNHKの幹部社員がこのような団体に加入することは不適切であったと考えますが、政府の見解を伺います。

五 NHKが強制不妊手術の旗振り役となつて世論形成に影響を及ぼしていた可能性がありますが、過去にNHKにおいて強制不妊手術を推進するかどうかの審査組を放映していたことを政府は把握していますか。

六 宮城県において強制不妊手術を推進する団体に当時の放送局長が関係していたことが判明した以上、優生保護法における強制不妊手術が推し進められていく中でNHKが世論形成にどのような影響を及ぼしていたのかを調べるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九六第一一二号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
当時の事実関係について現時点で政府として

把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五及び六について

御指摘のような「番組」の放映の有無を含めた当時の事実関係について現時点で政府として把握しておらず、また、「NHKが世論形成にどのような影響を及ぼしていたのか」について調査すべき立場にない。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一三二号

平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問主意書

提出者 池田 真紀

平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問主意書

平成三十年から段階的に実施される予定の生活保護基準の見直しによる国庫負担分に係る財政影響について、政府は約百六十億円の減額を見込んでいると答弁している。

この約百六十億円の減額という財政影響のうち、生活保護基準の引上げ部分に係る財政影響及び生活保護基準の引下げ部分に係る財政影響はそれぞれいくらか。また、平成三十一年度、平成三十二年、平成三十三年の年度の財政影響を示した上で、そのうち生活保護基準の引上げ部分に係る財政影響及び生活保護基準の引下げ部分に係る財政影響はそれぞれいくらか示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一一三二号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員池田真紀君提出平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田真紀君提出平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「生活保護基準の引上げ部分に係る財政影響及び生活保護基準の引下げ部分に係る財政影響」の意味するところが必ずしも明らかでないが、生活扶助に要する費用の国庫負担分に係る平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直しによる平成三十一年度、平成三十二年、平成三十三年の年度の財政影響は、それぞれ約十五億円の減額、約四十九億円の減額、約六十七億円の減額及び約三十四億円の減額と見込んでいる。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一四号

オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問主意書

提出者 城井 崇

オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問主意書

オリンピック・パラリンピック競技大会に関する大会エンブレムや大会名称を始めとする知的財産は、国際オリンピック委員会及び国際パラリン

ピック委員会の独占的な所有物であり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本国内では日本オリンピック委員会及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が管理をしている。

日本オリンピック委員会は、オリンピック・パラリンピック日本代表選手等(以下、「日本代表選手等」という。)が所属する学校や企業に対して、日本代表選手等の壮行会・報告会等を一般に公開することは知的財産の侵害にあたるとして、非公開で実施することを求めていたことが明らかになった。

そこで、私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる日本代表選手等の育成・支援活動及び壮行会・報告会などの関連行事(以下、「育成・支援活動等」という。)におけるオリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称を始めとする知的財産の使用について、以下質問する。

一 私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる育成・支援活動等は、私立大学をはじめとする私立学校の建学の精神のもと、「スポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献すること」を目的として行われる教育活動の一環であると考えられるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる育成・支援活動等は、学生や家族、教職員、同窓生、教職員経験者、地域住民など、多くの人々に支えられて行われるものであり、若者のスポーツへの関心を幅広く高めるものであると同時に、私立大学をはじめとする私立学校

として果たすべき社会貢献・地域貢献の観点から、意義を有するものであると考えられるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 私立大学をはじめとする私立学校は、文部科学大臣認可のもとで公教育を担う、営利目的としない学校法人が設置する教育機関であることを踏まえて、私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる育成・支援活動等におけるオリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称を始めとする知的財産の使用については、法的保護の対象とすることは適当ではないと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一一四号
平成三十年三月十三日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる育成・支援活動等」は様々であり、その目的や意義について一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

お尋ねの「オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称を始めとする知的財産の使用」の在り方については、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において検討されるものである。もともと、政府としては、各委員会において国民の理解が得られるよう適切な対応を行うことが望ましいと考える。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一五号

T P P 11における酪農および畜産業分野での懸念に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

T P P 11における酪農および畜産業分野での懸念に関する質問主意書

平成三十年一月二十三日、環太平洋連携協定（T P P）十一か国による首席交渉官会合が東京都内で二日間の討議を終え閉幕し、離脱した米国抜きでの新協定「T P P 11」（「本協定」という。）の署名式を三月八日にチリの首都サンティアゴで開くことで合意した。署名後、本協定はそれぞれの参加国で国内手続きされることになるが、発効に必要なのは六か国参加国の約五十％の国内手続きで、本協定は六か国の国内手続きが完了すれば六十日後に発効する。

政府は、三月八日の署名後、この国会で本協定承認案と関連法案を提出する方針であると承知しているが、農産物の関税削減・撤廃は、米国の参加という前提条件が崩れたにもかかわらず、市場

開放水準が米国不在のまま維持されたことで深刻な影響が生じることが予見されている。

米国からの輸入分も含めて七万トン（生乳換算）と設定された乳製品の低関税輸入枠がニュージーランドやオーストラリアなどの酪農大国からの輸入で占められる上に、それとは別に米国との二国間の F T A（自由貿易協定）でも同様の輸入枠を求められた場合、実質的に大幅な輸入枠拡大となり、国内の酪農への大きな打撃は不可避であろう。

牛肉や豚肉で輸入量急増時の歯止めとなるはずのセーフガード（緊急輸入制限措置）も、現在の発動基準は輸入量の約四割を占める米国からの輸入実績を踏まえて設定されており、米国抜きでは基準が高すぎて歯止めの役割を果たさない。本来は十一か国で交渉をやり直すべきだが、交渉の早期決着を優先するため、このような重大な問題点を十分議論していない。

このような T P P 11 の酪農および畜産業分野での懸念に関して、以下質問する。

一 三月八日に本協定への署名を行った後、政府はこの国会に本協定承認案と関連法案を提出する方針であるとの理解でよい。

二 政府の影響試算では、農畜産物の生産減少は約千億円と公表されているが、最新の影響試算結果ではどの程度であるのか。また北海道における農畜産物の生産減少はどの程度であると見込んでいるのか。政府の見解如何。

三 農林水産省が平成二十九年十二月に示した「農林水産物の生産額への影響について」では、「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産

コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」と示されているが、「生産額の減少が生じる」とであれば、「国内生産量が維持される」とは困難であると考え、政府の見解如何。

四 三に関連して、ある地域、例えば北海道では「生産額の減少が生じるものの」、他の地域で「国内対策」により「引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」というように、ある地域で生産量の減少が生じて、日本全国という国内生産量は維持されるという理解でよい。政府の見解如何。

五 本協定では、米国からの輸入分も含めて七万トン（生乳換算）と設定された乳製品の低関税輸入枠がニュージーランドやオーストラリアなどの酪農大国からの輸入で占められることが予測でき、高品質で安価な乳製品が大量に輸入されるため、北海道をはじめとするわが国の乳製品の生産現場が壊滅的な影響を受けることは、多くのわが国の酪農家から指摘されている。政府は酪農家の不安を払拭するためにどのような説明を行い、さらには、どのような国内対策を考えているのか。政府の見解如何。

六 本協定が発効すれば、従来、米国からの輸入分も含めて七万トン（生乳換算）と設定された乳製品の低関税輸入枠が米国を除いたニュージーランドやオーストラリアなどの酪農大国からの輸入で占められる。この結果、本協定とは別に米国から二国間の F T A（自由貿易協定）でも同様の輸入枠を求められることが想定されるが、これにより多くのわが国の酪農家は深刻な懸念

を抱いている。本協定とは別に米国から二国間の F T A（自由貿易協定）でも同様の輸入枠を求められることはないのか。またその場合の国内対策はどのように行うのか。政府の見解如何。

七 本協定における牛肉や豚肉で輸入量急増時の歯止めとなるはずのセーフガード（緊急輸入制限措置）は、現在の発動基準は輸入量の約四割を占める米国からの輸入実績を踏まえて設定されており、米国抜きでは発動基準が高すぎて歯止めの役割を果たさない。これについても、多くのわが国の畜産農家は深刻な懸念を抱いている。本来、本協定のセーフガードの発動基準は改めるべきではないか。また本協定の発効後、かかる国内対策はどのように行うのか。政府の見解如何。

八 本来、本協定は、十一か国で交渉をやり直すべきだが、交渉の早期決着を優先するため、これらのような重大な問題点を十分議論していない。政府は、この国会で本協定承認案と関連法案を提出する方針であると承知しているが、わが国の酪農家、畜産農家の声を聞き、徹底した国会審議を行い、拙速な承認を行うべきではないと考える。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第一一五号
平成三十年三月十三日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出 T P P 11 における酪農および畜産業分野での懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出TPP11における酪農および畜産分野での懸念に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の協定(以下「本協定」という。)については、本年三月八日に、チリにおいて署名したことを受け、政府として、関連法律案とともに今国会に提出すべく、速やかに作業を進めたいと考えている。

二について

お尋ねの「農畜産物の生産減少」及び「最新の影響試算結果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省が平成二十九年十二月二十一日に公表した「農林水産物の生産額への影響について(TPP11)」において、農林水産物の生産減少額を約九百億円から約千五百億円と試算しており、このうち農産物(畜産物を含む)の生産減少額については、約六百十六億円から約千三百三億円と試算している。この試算は、本協定が我が国全体の農林水産物に与える影響を示す目的で行ったものであり、お尋ねの北海道における影響は算出してはいない。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「農林水産物の生産額への影響について(TPP11)」では、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、国内生産量が維持されるものと見込んでいる。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

「農林水産物の生産額への影響について(TPP11)」では、本協定が、地域ごとではなく、我が国全体の農林水産物に与える影響を示す目的で試算を行ったものであり、その結果、我が国全体として農林水産物の国内生産量が維持されるものと見込んでいる。

五について

政府としては、国内対策として、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成二十九年十一月二十四日TPP等総合対策本部決定。以下「大綱」という。)に基づき、酪農の国際競争力の強化を図るための体質強化対策を推進するとともに、農業者の懸念と不安を払拭し、本協定発効後の経営安定に万全を期するため、経営安定対策を適切に実施することとしており、このような説明を関係者に行っている。

六について

お尋ねのような仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

七について

本協定では、環太平洋パートナーシップ協定の特徴であるハイスタンダードを維持する観点から、物品市場アクセスに関するものを含め、各規定の修正は行っていない。

本協定には、環太平洋パートナーシップ協定の発効が見込まれない場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、本協定の見直しを行う旨の条文が盛り込まれており、環太平洋パートナーシップ協定の発効が見込まれない事態に至った場合には、この規定に基づき、必要な見直しを求めていくこととなる。我が国として、環太平洋パートナーシップ協定締結国全

体を対象としたセーフガードの発動基準等をその対象とすることについては、各国の理解を得ているものと考えている。

また、国内対策については、大綱に基づき、畜産の国際競争力の強化を図るための体質強化対策を推進するとともに、農業者の懸念と不安を払拭し、本協定発効後の経営安定に万全を期するため、経営安定対策を充実することとしている。

八について

お尋ねについては、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一六号

国税庁佐川宣寿長官の出動、出張及び公用車使用に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

国税庁佐川宣寿長官の出動、出張及び公用車使用に関する質問主意書

昨年七月に国税庁長官に佐川宣寿氏が就任したが、財務省理財局長として「森友学園」と近畿財務局との間の交渉文書は全て破棄したと国会で答弁していた人物が、国税庁長官として国民に税務申告や関連書類の作成、税務調査への協力を要請することは完全に矛盾している。現在に至るまで就任の記者会見が開かれていないことも相まって、確定申告の期間である現在「納税者一揆」デモが国税庁前で行われるなど、佐川長官が国民を前に森友学園関連文書等について説明責任を果たさないことに国民からの批判が強まっている。

出動、出張及び公用車使用に関して以下質問する。

一 佐川長官が使用する公用車の自動車運転日誌(本年二月)および公用車の使用に関して

1 佐川長官の使用する公用車の「自動車運転日誌(本年二月)」の写しが参議院予算委員会ほかへと公開されたが、「出発時間」・「帰庁時間」が黒塗りの状態である。国民に納税を求める国税庁のトップとして自らが乗る公用車の情報について開示することは、説明責任を果たすべき者として当然のことと考える。二月全ての自動車運転日誌について出発時間および帰庁時間はそれぞれ何時何分か。

2 報道でも佐川長官の使用する公用車は一台ではないと報じられ、自動車運転日誌からも複数台搭乗する日にちがあることが明らかである。昨年七月から本年二月まで佐川長官が使用した公用車の車種は何か。その公用車を使用する全ての公用車の車種は何か。その公用車それぞれについて何色か。

3 佐川長官の使用する公用車の「自動車運転日誌(本年二月)」の写しからは公用車の行き先が不明である。本年二月の公用車の行き先はそれぞれどこか。また高速道路や自動車専用道路を使用していた場合の利用区間はそれぞれどこからどこまでか。

4 国税庁内で公用車使用に関する内規あるいはそれに類するものがあるはずである。そこに記載されている内容は何か。

二 佐川長官の出張に関わる「旅行命令(依頼)決議書」の写しが参議院予算委員会ほか提出されたが、これについて質問する。

1 佐川長官の「旅行命令(依頼)決議書」には旅費額が記載されていないものがあるが、それは何故か。

2 各出張の復命書に記載されている内容はそれぞれ何か。

3 佐川長官は「旅行命令(依頼)決議書」に記載された出張以外には一切、国税庁の外には出張していないという理解でよろしいか。

佐川長官の出勤簿の写しが参議院予算委員会ほかに提出されたが、この出勤簿の右下「フレックスタイム制適用職員」の下が黒塗りにされている。ここに隠された文言は何か。右質問する。

内閣衆質一九六第一一六号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員柚木道義君提出国税庁佐川宣寿長官の出勤、出張及び公用車使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出国税庁佐川宣寿長官の出勤、出張及び公用車使用に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの自動車運転日誌の出発時間及び帰庁時間については、平成三十年二月一日が七時三十分及び二十時四十五分、同月二日が六時及び十八時三十分、同月五日が七時三十分及び十九時、同月六日が七時三十分及び十八時十五分、同月七日が七時三十分及び十九時二十分、同月八日が七時三十分及び二十二時十分、同月九日

が七時三十分及び十九時二十五分、同月十三日が七時三十分及び二十一時、同月十四日が八時三十分及び十八時三十五分、同月十五日の一枚目が七時四十五分及び十六時四十五分、同日の二枚目が十三時五十分及び十四時二十分、同月十七日が七時三十分及び十九時二十分、同月十九日が六時及び十九時三十五分、同月二十日が七時三十分及び十七時四十分、同月二十一日の一枚目が六時三十分及び八時十五分、同日の二枚目が九時四十分及び十時、同月二十二日が十四時五十分及び十六時四十分、同月二十三日が六時五十分及び二十時五十分、同月二十五日が九時十五分及び十二時四十分、同月二十六日が七時三十分及び十九時十五分、同月二十七日が七時三十分及び十九時二十分、同月二十八日が七時三十分及び十五時十分である。

なお、当該自動車運転日誌を参議院予算委員会理事會に提出した同年三月一日時点では、当該自動車運転日誌の出発時間及び帰庁時間については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)第五条第四号及び第六号の開示情報に該当するため、黒塗りにしていたところである。

一の2について

国税庁の使用する公用車の車種及び色、この台数については、トヨタ自動車株式会社のプリウスαが七台で、うちアティチュードブラックマイカ、シルバーマタリックが各三台、ブラックが一台、同社のSAIが二台で、うちブラック、ダークブルーマイカが各一台、同社のクラウンセダンのダークブルーマイカが一台である。

一の3について

お尋ねの佐川前国税庁長官が使用していた公用車の行き先については、同前長官は、公用車による自宅等への継続的な送迎が行われていたことから、主として自宅等や出張先であり、詳細については、自動車運転日誌の記載項目となつておらず、他にも記録がないことから、お答えできない。

また、お尋ねの同前長官が使用していた公用車の高速道路や有料道路における走行区間については、通勤経路に係る部分は、個人に関する情報が含まれており、情報公開法第五条第一号の開示情報に該当するため、お答えは差し控えたい。出張先への経路に係る部分は、国税庁において当該走行区間に係る請求書を受理していないため、現時点では正確にお答えすることは困難である。

一の4について

お尋ねについては、「公用車の運用の見直しについて」(平成二十四年六月一日第五回行政改革実行本部資料二)と国税庁で定めた「官用車利用関係手続要領」がある。

「公用車の運用の見直しについて」において、内閣に置かれる機関及び各省において公用車による自宅等への継続的な送迎を提供するに当たつての判断基準や当該送迎の対象となる者等が記載されており、「官用車利用関係手続要領」においては、公用車の利用時間や申込み方法等が記載されている。

二の1について

平成三十年三月一日に参議院予算委員会理事會に提出した旅行命令(依頼)決議簿(以下「本件

決議簿」という。)においては、旅費額は、同日時点では精算手続中であったため、記載されていない。

二の2について

仙台国税局管内への出張に係る復命書においては、出張者については、国税庁長官佐川宣寿、出張期間については、平成三十年二月十五日から同月十七日までの三日間、実施状況については、同月十五日に岩手県盛岡市を勤務地、盛岡税務署を勤務先として事務視閲の用務を行い、同月十六日に岩手県盛岡市を勤務地、盛岡税務署申告会場を勤務先、岩手県大船渡市を勤務地、大船渡税務署申告会場を勤務先、宮城県仙台市を勤務地、仙台合同会場を勤務先として事務視閲の用務を行ったと記載されており、出張計画書との差異及びその理由については、行程上、視閲時間の確保が困難であったため、盛岡税務署の事務視閲の日程変更を行ったと記載されている。

広島国税局管内への出張に係る復命書においては、出張者については、国税庁長官佐川宣寿、出張期間については、同月二十一日から同月二十二日までの二日間、実施状況については、同月二十一日に岡山県岡山市を勤務地、瀬戸税務署及び岡山合同会場を勤務先として事務視閲の用務を行い、同月二十二日に広島県広島市を勤務地、広島合同会場及び税務大学校広島研修所内にある広島国税局の確定申告テレフォセンタールを勤務先として事務視閲の用務を行ったと記載されており、出張計画書との差異及びその理由については、変更なしと記載されている。

関東信越国税局管内への出張に係る復命書において、出張者については、国税庁長官佐川宣寿、出張期間については、同月二十八日から同年三月一日までの二日間、実施状況については、同年二月二十八日に埼玉県さいたま市を用務地、浦和税務署及び浦和税務署・大宮税務署合同申告会場を用務先として事務視閲の用務を行い、同年三月一日に新潟県新潟市を用務地、新潟税務署及び新潟税務署申告会場を用務先、群馬県高崎市を用務地、高崎税務署及び高崎税務署申告会場を用務先として事務視閲の用務を行ったと記載されており、出張計画書との差異及びその理由については、変更なしと記載されている。

二の3について

本件決議簿に記載された出張以外には、平成三十年二月二十五日の鶴見税務署、横浜中税務署及び保土ヶ谷税務署の三署による合同の確定申告会場の事務視閲の一件がある。

三について

お尋ねの出動簿において黒塗りにされた箇所については、職員がフレックスタイム制の適用を受ける場合における単位期間の開始日及び終了日、一般又は育児介護の利用区分の別並びに育児介護の場合の週休日の特例適用の有無が記載されることとなっており、個人に関する情報であることから、情報公開法第五条第一号の開示情報に該当するため、お答えは差し控えた。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一七号

米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問主意書

二月二十日、米軍三沢基地所属のF十六戦闘機が、補助燃料タンク二個を青森県の小川原湖に投棄しました。

本来なら米軍がこの投棄されたタンクの破片やジェット燃料などの捜索や回収を行うべきところを、米軍側に回収能力がないという理由で、青森県知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊法第八十三条の規定に基づく災害派遣で海上自衛隊大湊地方隊が出動して回収に当たりました。

この回収費用は災害対策基本法に基づいて自衛隊が負担することになるとのことですが、本来なら原因者である米軍が負担するべきであると考えます。

そもそも、今回のように故意にタンクを投棄したことが災害に当たるとの疑問です。

災害対策基本法第二条において定義されている災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」となっています。災害対策基本法施行令第一条で、政令で定める原因が挙げられているのは、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」となっており、今

回の件が大規模な事故とまでは言えないと考えます。また、自衛隊法第八十三条において災害派遣できる根拠として挙げられているのは、「天災地変その他の災害」しか記載されておりませんが、ここでのいうその他の災害は災害対策基本法で定義されている災害と同義と考え、今回の事案はあくまでも故意による事故であって、火災も発生しておらず災害対策基本法における災害に該当せず、自衛隊法第八十三条で災害派遣できる災害にも当てはまらなないと考えます。

以上踏まえて、政府に質問します。

一 自衛隊法で災害派遣が行える「災害」とは、天災地変以外では、どのような災害が対象となるのですか。災害対策基本法に定められている災害とは異なっているのですか。政府の見解を伺います。

二 公共性、緊急性、非代替性の三要件に合致すれば、災害でなくても自衛隊を派遣できるのですか。政府の見解を伺います。

三 今回のタンクの破片やジェット燃料の回収費用は米軍が負担すべきものだと考えますが、米側に今回の回収でかかった費用の求償を行わないのですか。政府の見解を伺います。

四 現在、米軍が起こした事故の処理を日本側が行った場合の費用負担について、日米間で具体的な取決めがないのですか。ないとしたら、日米間で事故の原因者が費用負担する旨の取決めを行うべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

五 禁漁を強いられた湖の漁業関係者に対する補償も米軍がすべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

六 今回のエンジントラブルの原因が明らかになるまで、同機種の飛行を禁止するよう米国に求めるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一一七号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十三条第一項及び第二項に規定する「天災地変その他の災害」は、人の生命、身体、財産等を侵害する災害の全てを含むものと解しており、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する災害の定義と必ずしも一致するものではない。

二について

お尋ねの「災害でなくても自衛隊を派遣できる」との意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊法第八十三条第二項の規定に基づく災害派遣は、天災地変その他の災害に際して、都道府県知事等から同条第一項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合に実施するものである。

三について

平成三十年二月二十日に発生した米軍のF一六による小川原湖への燃料タンクの投棄(以下「本件事故」という。)に伴う自衛隊による当該燃料タンク等の回収については、自衛隊法第八十三条第二項の規定に基づく災害派遣として行われたものであり、基本的には防衛省がこれに要する経費を負担するものである。

四について

お尋ねの「米軍が起した事故の処理」が具体的に何を指すのか明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十八条5の規定に基づき、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権については、関係国内法令に従って適切に処理されることとなる。また、日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求権については、加害者本人が責任を負うべきものであり、当事者間において解決されることが原則であるものの、かかる方法で解決されない場合には、同条6の規定に基づき、適切に処理されることとなる。

本件事故に関する被害に対する補償について

現時点で確たることをお答えすることは困難であるが、当該補償について、日米地位協定第十八条5(e)(i)等の規定に従い、米国に請求すべき部分がある場合には、その分担を求めていくこととしている。

六について

政府としては、本件事故発生後直ちに、米側に對し、本件事故の原因究明及び再発防止並びに安全管理の徹底について申し入れたところである。これに對し、米側からは、本件事故は当該機固有の原因によるものであり、他のF一六に影響を与えるものではないこと、及び飛行前の手順のつとり、全ての機体の点検が確実に行われていることについて説明を受けたところである。

米軍機の飛行に際しては、安全の確保が前提であり、政府としては、引き続き米側に對し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく考えである。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一八号

裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問主意書

二〇一五年三月に民主党厚生労働部門會議(當時)に政府から示された比較データに偽造があった。これは事実か。具体的にどの点が偽造だったのか。

この問題のデータは、一般労働者においては法定時間外労働のみを聞き取り、それに八時間を加算して、実労働時間としていた。所定労働時間が八時間未満の事業場があったとすれば、不適切と考えるが如何か。

所定労働時間が八時間未満の事業場はあったのか。

この偽造比較データは、ねつ造された疑いがあるが、真実は如何か。一般労働者は一か月で最長の法定時間外労働をした一日を聞き取り、裁量労働制の労働者には平均の一日の労働時間を聞き取り、両者を比較して裁量労働制の方が実労働時間が短いとしていた。誰でも比較してはならないとわかる比較をすることは、意図があったと考えるのが自然だが、真実は如何か。どのような意図があった比較してはならないデータを比較したのか。

この比較データを作成したのは当時の厚生労働省労働基準局労働条件政策課で間違いなのか。

當時は同課には何人の課員がいたのか。作成した人物は特定されているのか。その人物に作成意図を確認すべきと考えるが如何か。首相や厚労大臣、あるいは首相官邸サイドから裁量労働制導入に有利になるようなデータの提示を厚労省にほめかしたことはあるか。

ねつ造疑惑を解明するための調査はするおつもりはあるか。

国会答弁や諸々の會議、打ち合わせで、この偽造比較データを使ったことがあれば、日付とともにお示し願いたい。

本年三月四日、新聞報道にあったように野村不動産で過労自殺があったことは把握しているか。

加藤厚生労働大臣がその事実を把握したのはいつか。国会で野村不動産の不適切な裁量労働制適用事例について質問を受ける前だったのか。野村不動産で過労自殺をされた方は適正な企画業務型裁量労働制の適用労働者だったのか。

「平成二十五年労働時間等総合実態調査」(以下、当該調査という)は何件、何事業所でデータの誤りがあったのか。この誤り以外の誤りはもう無いと考えてよろしいか。当該調査をもって「議論の出発点」としたい、と二〇一三年九月二十七日の第百三回労働政策審議會労働条件分科会で、厚労省村山労働条件政策課長は発言している。この発言は、後の高度プロフェッショナル制度導入・裁量労働制の拡大も含む「議論の出発点」という意味での発言だったのか。

安倍首相は衆議院予算委員會で「答弁は撤回するが、データは撤回しない」との趣旨の答弁をしている。首相のいうデータとは何を示すのか。そのデータには間違いはないのか。データの精査はいつ終了するのか。その精査次第によっては、首相が「データを撤回」することもあるのか。

今回、裁量労働制の法人営業への拡大を断念した理由をお示し願いたい。データの不備が理由であるとすれば、高度プロフェッショナル制度の導入も断念しなくてはならない。高度プロフェッショナル制度導入を断念しない理由をお示し願いたい。

年収千七十五万円以上でこれまで過労死、過労自殺をされた方は何人か、お示し願いたい。また、裁量労働制適用者で過労死、過労自殺をされた方は裁量労働制導入以来、何人か。裁量労働制を違法に適用して、罰金を科せられ

た事例は裁量労働制の導入以来何件あるのか、お示し願いたい。

裁量労働制は労働時間把握が適切になされているのか、適切になされているか否かの調査があれば、調査結果ともにお示し願いたい。

裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度導入の趣旨は、労働者代表のいない産業競争力会議で決定された。それは事実か。このような労働者代表のいない場での働き方の意思決定があった過去の事例をお示し願いたい。

今回、首相は答弁を撤回・謝罪したが、なぜか。その理由をお示し願いたい。また、一連の偽造比較データ問題に関する政治責任を首相はどう考えるのか、内閣の見解をお示し願いたい。

内閣衆質一九六第一一八号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「二〇一五年三月に（中略）日付ともにお示し願いたい」については、お尋ねの「データ」の意味するところが「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果」（以下「平成二十五年調査結果」という。）ならば、現在精査中であり、お答

えすることは困難である。また、「偽造比較」及び「ねつ造疑惑」についても、現在、平成二十五年調査結果を精査中であり、お答えすることは困難である。なお、お尋ねの「今回、首相は・・・内閣の見解をお示し願いたい」については、平成三十年一月二十九日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある」ということは御紹介させていただいた「い」という答弁について、引き続き精査が必要なので、撤回し、おわび申し上げたところである。

お尋ねの「平成二十五年労働時間等総合実態調査」・・・誤りはもう無いと考えてよろしいかについては、平成二十五年調査結果について、現在精査中であり、その内容について現時点でお答えすることは困難である。

お尋ねの「当該調査をもって（中略）発言だったのか」については、平成二十五年九月二十七日の第百三回労働政策審議会労働条件分科会において、今後の労働時間法制等の検討の際に必要となる資料の一つとして、平成二十五年調査結果を当該分科会に報告する旨発言したものである。

お尋ねの「安倍首相は衆議院予算委員会（中略）「データを撤回」することもあるのか」については、安倍内閣総理大臣が、平成三十年二月十四日の衆議院予算委員会において、「引き続き精査が必要なデータをもとに行った一月二十九日の本委

員会における私の答弁は撤回するとともに、おわびを申し上げたいと思います」と答弁したところであるが、当該データは、平成二十五年調査結果を指したものである。平成二十五年調査結果の内容については、現在精査中であり、その精査の終了時期等について現時点でお答えすることは困難である。

お尋ねの「今回、裁量労働制の法人営業への拡大を断念した・・・高度プロフェッショナル制度導入を断念しない理由をお示し願いたい」については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三及び第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度については、その実態について把握し直した上で議論し直すため、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱中、第一の五「企画業務型裁量労働制」に関するものについて削除した上で、法案を提出することとして

いるところであり、一方、いわゆる高度プロフェッショナル制度については、新しい制度として議論されたものであるため、法案に盛り込むこととしてしているところである。

お尋ねの「年収千七十五万円以上でこれまで過労死、過労自殺をされた方」の数については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給の決定又は不支給の決定に当たり、被災労働者の年収を確認していないため、把握していない。

お尋ねの「裁量労働制適用者で過労死、過労自殺をされた方」については、平成二十三年から平成二十八年までの間において、労働者災害補償保険法に基づき脳・心臓疾患に起因する死亡と

して認定された件数は七件であり、精神障害に起因する自殺（未遂を含む。）として認定された件数は六件である。なお、平成二十二年以前においては、脳・心臓疾患又は精神障害に起因する死亡として認定された者の件数については、集計を行っておらず、お答えすることは困難である。

お尋ねの「裁量労働制を違法に適用して、罰金を科せられた事例」の件数については把握していないが、労働基準監督署が平成二十八年及び平成二十九年に検察官に送致又は送付した事件について集計した結果によると、お尋ねのような事例はない。

お尋ねの「裁量労働制は労働時間把握・・・調査結果ともにお示し願いたい」については、御指摘の観点からの調査は現時点において行っていない。

お尋ねの「裁量労働制の拡大・・・事例をお示し願いたい」については、裁量労働制の拡大等の「趣旨」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一九号
高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問主意書
提出者 山井 和則

高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問主意書
提出者 山井 和則

第百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」諮問時からの変更点を反映させたもの」において、「特定高度専門

平成三十年三月十六日 衆議院会議録第九号 議長長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)が規定されています。

そこで、以下の通り質問します。

一 高度プロフェッショナル制度では、八時間の法定労働時間の労働を月二十一日間行うとともに、過労死ラインとされる時間外労働月百時間の二倍に相当する二百時間の労働をあわせて行う、月三百六十八時間の労働は合法ですか。

二 高度プロフェッショナル制度では労災認定される可能性はありますか。あるとすればどのような場合ですか。

三 高度プロフェッショナル制度が適用された労働者が過労死した場合、健康管理時間が何時間以上なら、労災認定の基準に合致することになりますか。

四 高度プロフェッショナル制度では、健康管理時間の把握は使用者の義務とされていますか。義務であるならば、使用者が適切に把握していない場合は罰則が適用されますか。もし罰則の適用がなければ、実際の労働時間が労災認定の基準に到達していても、労働時間は把握されず、労災認定がされない恐れがありますが、見解を示して下さい。

五 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者について、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に健康診断を実施するとありますが、健康診断をすれば、労働者の心身の健康は保たれるという認識ですか。

六 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者について、使用者が出勤時間を定めることは合法ですか。合法でなければ、罰則は適用されますか。

七 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者について、業務量を使用者が決めることは合法ですか。もし、業務量を使用者が決めることができるなら、過重な業務量を与えられるリスクがあると理解してよいですか。

八 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者の健康診断は、どのようなタイミングで行われますか。また、その費用は誰が負担しますか。

九 高度プロフェッショナル制度について、使用者が行政官庁に届け出た決議に定められる事項に違反した場合、罰則は適用されますか。

十 高度プロフェッショナル制度について、対象業務や休息時間の確保、深夜業の回数を一箇月に一定の回数に制限するための基準など、厚生労働省令で定めることとされているが、この厚生労働省令はいつまでに決定しますか。連続四十八日間の深夜業は違法ですが、合法ですか。いずれも、高度プロフェッショナル制度の適切性を判断するために重要であるため、法律の成立前に、国会に提示すべきではないですか。

十一 平成二十七年二月十三日付の「今後の労働時間法制等の在り方について」のなかで、「4 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設」に「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え」とありますが、このようなニーズは、どのような調査、統計により把握しましたか。また、労働政策審議会ではどのような議論がされましたか。

内閣衆質一九六第一一九号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問に対する答弁書

一、五及び八について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(仮称(以下「法案」という))の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(以下「法案要綱」という)においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務については、労働者の保護に欠けることが無いよう、当該業務に従事する労働者においては労働条件について使用者との交渉力があるものと考えられる「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるもの」として厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせる業務」とされている。

また、「対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間・・・と事業場外において労働した時間との合計の時間・・・を把握する措置・・・を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること及び「対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置・・・を使用者が講ずること」を「賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会・・・が設置された事業場において、当該委

置・・・を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること及び「対象業務に従事する対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置・・・を使用者が講ずること」を「賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会・・・が設置された事業場において、当該委

二及び三について

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づき業務上の災害として認定するか否かについては、労働基準監督署長により、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について(平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達)、心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成二十三年十二月二十六日付け基発一二六第一号厚生労働省労働基準局長通達)等に従って個別の事例に応じた判断されるものである。

四及び九について

法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、法案要綱においては、「賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会・・・が設置された事業場において、当該委

員会が委員の五分の四以上の多数による議決」により「対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間・・・と事業場外において労働した時間との合計の時間・・・を把握する措置・・・を当該決議で定めることにより使用者が講ずること」(以下「健康管理時間把握措置」という)を含む「事項について決議をし・・・当該決議を行政官庁に届け出た場合において・・・労働者・・・であつて書面等の方法によりその同意を得た者を「対象業務に」就かせたときは、労働基準法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しないものとする」と、ただし、健康管理時間把握措置を含む「措置を使用者が講じていない場合は、この限りではない」とされている。現在、これを踏まえ検討しているところである。

六及び七について

法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、お尋ねの「対象業務」については、平成二十七年二月に労働政策審議会において取りまとめられた今後の労働時間法制等の在り方について(報告)(以下「建議」という。)においては、「具体的には(中略)法案成立後、改めて審議会が検討の上、省令で適切に規定することが適

当」とされており、また、お尋ねの「休息時間の確保、深夜業の回数を一箇月に一定の回数に制限するための基準」については、建議においては、休息時間の時間数及び深夜業の回数について「法案成立後、改めて審議会が検討の上、省令で規定することが適当」とされている。現在、これらを踏まえ検討しているところである。

十一について

お尋ねについては、例えば、労働政策審議会労働条件分科会において、委員より「日本の大企業の企業でいけば、年に一度、人事評価がある・・・それでまた翌年に基本給が上がるとか、あるいは役職が上がるとか、資格が上がるとか、そのようなことになると思うのですが・・・一年先に上がるから頑張ってください」ということでは意欲とかそういうニーズに答えられないというような労働者もいるということでございます。そういうニーズに答えるための選択肢として、もっとダイレクトに成果に反映するような制度があつてもいいのではないかとということでございます。といった意見があり、御指摘の「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに答え」といった文言が盛り込まれた建議が平成二十七年二月に取りまとめられたものである。

平成三十年三月五日提出
質問 第一二〇号

高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問主意書

第四百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(諮問時からの変更点を反映させたもの)」(以下、「働き方改革推進法案要綱」という。)において、「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)」が規定されています。

そこで、以下の通り質問します。

一 対象業務については、「高度の専門的知識等を必要とするか否かは、誰がどのように判断しますか。判断する主体に、対象業務に関連する高度な自然科学、社会科学等の有識者は含まれますか。含まなければ、「高度の専門的知識等を必要とするか否かは判断できないと考えますが、見解を示して下さい。

二 対象業務について、「その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」か否かは、誰がどのように判断しますか。また、判断にあたって、どのような客観的な統計資料や調査結果を活用しますか。

三 対象業務の拡大は、国会での法改正の審議を経ることなく、政省令の規定のみで行われますか。

四 対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、かつその性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」ようなサービスの提供や販売を行う営業業務は、対象業務になり得ますか。なり得ないとすれば、どのような点で対象にならないと断定できますか。

と断定できますか。

五 対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、かつその性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」ような会計や経理の業務は、対象業務になり得ますか。なり得ないとすれば、どのような点で対象にならないと断定できますか。

六 対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、かつその性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」ような製造業の生産工場での業務は、対象業務になり得ますか。なり得ないとすれば、どのような点で対象にならないと断定できますか。

七 全労働者は何人ですか。また、全労働者の十パーセントとは何人ですか。ちなみに、産業競争力会議の議員である榊原日本経済団体連合会会長は、二〇一四年六月九日の記者会見で、労働時間と関係なく成果に賃金を払う制度について、「少なくとも全労働者の十パーセント程度は適用を受けられるような制度と発言しています。

八 全労働者の平均年収はいくらですか。また、平均年収の三倍はいくらで、平均年収の三倍の額を相当程度上回る額はいくらか。この額は、一千万円を下回る可能性があると考えますが、一千万円を下回る可能性はありますか。必ず一千万円以上となりますか。

九 全労働者の平均年収の三倍の額を相当程度上回る水準の労働者は何人で、労働者全体の何パーセントですか。

十 高度プロフェッショナル制度について、「平

均年収の三倍を「平均年収の二倍」に、将来的に法改正する可能性はありますか。さらに、将来的に「三倍」が削除され、「平均年収を相当程度上回る水準」に改正される可能性はありますか。

十一 過去十年、年収千七十五万円以上で過労で労災支給決定された事例について、年度ごとに死亡された、件数とそれぞれの職業を示した上で政府の見解を示して下さい。

十二 高度プロフェッショナル制度について、一般的には「時間ではなく成果に応じた給与が支払われる働き方」と表現されていますが、働き方改革推進法案要綱では、成果に応じた給与の支払いは義務づけられていますか。もし義務づけられているのであれば、どの項目に規定されていますか。

十三 現行の労働基準法においても、成果に応じた賃金の支払いは可能と考えられますが、現行の労働基準法においては、成果に応じた賃金の支払いは可能ですか、不可能ですか。

十四 高度プロフェッショナル制度では、三日連続の徹夜勤務を使用者が労働者に命ずることは違法ですか。合法ですか。もし違法であるならば、どの項目に規定されていますか。また、一週間連続の徹夜勤務は禁止されていますか。もし違法であるならば、どの項目に規定されていますか。

十五 高度プロフェッショナル制度では、使用者は四週間を通じ四日以上を休日労働者に与えることとされていますが、使用者が二十四日間連続で一日十六時間労働させても合法ですか、違法ですか。もし違法となるのであれば、どの

ような規定に抵触し、その場合に罰則は適用されますか。また、使用者が四十八日間連続で一日十六時間労働させても合法ですか、違法ですか。もし違法となるのであれば、どのような規定に抵触し、その場合に罰則は適用されますか。

十六 高度プロフェッショナル制度で、二十四日間連続で、二十四時間体制で、必要な時に必要な業務を行う、いわゆるオン・コール・ワーカーを使用者が労働者に命ずることは合法ですか、違法ですか。もし違法であるならば、どの項目に規定されていますか。

十七 高度プロフェッショナル制度では、労働契約使用者から支払われると見込まれる賃金について、前年度が六百万円、八百万円など「平均年収の三倍程度を相当程度上回る水準」を下回っているとしても、当年度の見込みの賃金が千七十五万円を上回っているれば、適用対象とすることができそうですか。つまり、たとえ前年度は低所得者であっても、当年度の見込みの賃金が千七十五万円を上回っているれば、適用対象とすることができそうですか。

十八 高度プロフェッショナル制度では、契約期間が一年未満の契約社員であっても、契約期間中に支払われる賃金を一年間当たりの賃金の額に換算した額が平均年収の三倍程度を相当程度上回る水準(例えば、一箇月契約で賃金九十万円、六箇月契約で賃金合計五百四十万円)であれば、適用することは可能ですか。なお、最短の契約期間は何箇月ですか。また、条件を満たせば、派遣労働者でも、高度プロフェッショナル制度を適用することは可能ですか。

十九 高度プロフェッショナル制度では、対象業務にあたり、賃金の額が平均年収の三倍程度を相当程度上回る水準であれば、大学を卒業したばかりの新入社員でも、適用することは可能ですか。同様に、条件を満たせば、二十代の若者でも適用することは可能ですか。

内閣衆質一九六第二一〇号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問に対する答弁書

一から六まで及び十二について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(仮称)(以下「法案」という。)の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱(以下「法案要綱」という。)においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度については、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働

者に就かせる業務」を対象業務とすることとされており、この要件に該当するものに限り対象業務とすることを検討中である。また、当該厚生労働省令で定める業務は、平成二十七年二月に労働政策審議会において取りまとめられた今後の労働時間法制等の在り方について(報告)(以下「建議」という。)においては、「具体的には(中略)法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で適切に規定することが適当」とされている。現在、これを踏まえ検討しているところである。

七について

お尋ねの「全労働者」の意味するところが我が国の雇用者数ならば、労働力調査(基本集計)平成三十年一月分(速報)によると、五千八百八十八万人であり、その十パーセントとは、五百八十八万人である。

八について

お尋ねの「全労働者の平均年収」の意味するところが年間の現金給与額ならば、平成二十九年毎月勤労統計調査によると、月間現金給与額のきまつて支給する給与額の年間の合計は三百十二万九千二百四十九円であり、これを三倍すると九百三十八万七千七百四十七円である。また、お尋ねの「この額」については、法案要綱においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の年収要件は、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定

した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること」とされており、建議においては、「具体的には中略」法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で適切に規定することが適当」とされている。現在、これを踏まえ検討しているところである。

九について
いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、建議においては「具体的な年収額については、労働基準法第十四条に基づく告示の内容(千七十五万円)を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することとされていることから、仮に年間給与額が千万円とした場合、労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金以外も含めた年間給与額が千万円超えの者は、平成二十八年民間給与実態統計調査によると、給与所得者のうち百三十八万六千六百三十八人であり、約二・八パーセントである。

十について
法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、法案要綱においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一

人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること」とされている。現在、これを踏まえ検討しているところである。

十一について
お尋ねの「過去十年、年収千七十五万円以上で過労で労災支給決定された事例」については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給の決定又は不支給の決定に当たり、被災労働者の年収を確認していないため、把握していない。

十三について
お尋ねの「成果に応じた賃金の支払い」については、様々なものが想定されるため、一概にお答えすることは困難である。

十四から十六までについて
法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、法案要綱においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務については、労働者の保護に欠けることが無いよう、当該業務に従事する労働者においては労働条件について使用者との交渉力があるものと考えられる「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせる業務」とされている。

また、「対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間・・・と事業場外において労働した

時間との合計の時間・・・を把握する措置・・・を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること」及び「対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置・・・を使用者が講ずること」等を「賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会」が「決議」することとされている。

現在、これらを踏まえ検討しているところである。

十七について

お尋ねの「平均年収の三倍程度を相当程度上回る水準」については、法案要綱においては、「基準年間平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上」とされており、また、当該厚生労働省令で定める額は、建議においては、「具体的な年収額については、労働基準法第十四条に基づく告示の内容(千七十五万円)を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当」とされている。現在、これを踏まえ検討しているところである。

十八及び十九について

法案の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、法案要綱においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者は、「使用者との間の書面等の方法による合意に基づき職務が明確に定められていること」及び「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること」の「いずれにも該当する労働者」とされている。現在、これらを踏まえ検討しているところである。

平成三十年三月五日提出
質問 第一一一一 号

時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問主意書

第四百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱 諮問時からの変更点を反映させたもの」において、「時間外労働の上限規制」及び「企画業務型裁量労働制」の拡大が規定されています。

そこで、以下の通り質問します。
一 時間外労働の上限規制について、一箇月の時

間外労働時間が百時間以上となった場合には直ちに違法となるが、その場合、使用者が百時間以上の時間外労働に対する残業代が支払われた時点において指導対象になりますか。また、百時間以上の時間外労働が違法でありながら、残業代を支払わなければ、そのことも違法となりますか。

二 時間外労働の上限規制について、一箇月の時間外労働時間が百時間以上となった場合には、直ちに罰則が適用されますか。罰則の適用までに、指導等の手続きが取られる場合、どのような手続きが取られた後に、どのような罰則が適用されますか。何回の指導あるいは何箇月間において、指導にもかかわらず、違法状態が継続すれば、罰則が適用されますか。

三 時間外労働の上限規制について、現在は九十時間の残業で過労死した場合は、安全配慮義務違反や公序良俗違反で、企業に損害賠償を請求できるケースがありますが、上限百時間未満が法定されたら、九十時間の残業での過労死は、企業から安全配慮義務違反や公序良俗違反で損害賠償を得られなくなる可能性はありませんか。また、百時間未満で今まで労災が適用された九十時間の残業での過労死のケースが、百時間未満上限が法定されたら、労災認定が受けられなくなる可能性はありませんか。

四 平成二十五年労働時間等総合実態調査について、専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制が適用されている労働者の「平均的な者」について、労働時間が一時間以下の労働者についての精査の結果を示して下さい。

五 野村不動産の事案について、過労自殺があつたことを厚生労働省が知ったのはいつですか。厚生労働大臣が知ったのはいつですか。また、その事実を総理官邸に報告したのはいつですか。安倍総理が把握したのはいつですか。

六 今後、高度プロフェッショナル制度で過労死が発生した場合、どの会社で高度プロフェッショナル制度の事例で過労死が発生したのかを、国民はいつの時点で知ることが出来ますか。厚生労働省は把握した時点ですぐに公表しますか。右質問する。

内閣衆質一九六第一二二号
平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(仮称)の内容については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、現在、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条又は第三十七条第一項の違反が認められた場合には、労働基準監督機関において、使用者に対して、その是正の指導

等を行っているところであり、同法第十九条により、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処される可能性がある。

三について

損害賠償は民事上の問題として司法の判断によるものと承知している。

また、脳・心臓疾患又は精神障害による死亡を労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づき業務上の災害として認定するか否かについては、労働基準監督署長により、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について(平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達)又は心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成二十三年十二月二十六日付け基発一二二六第一号厚生労働省労働基準局長通達)に従って個別の事例に応じて判断されるものである。

四について

平成二十五年労働時間等総合実態調査結果のデータについては、現在精査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、個別の事案に関するものであり、お答えを差し控えたい。

六について
厚生労働省として、個別の過労死等事案における労働者災害補償保険法に基づく補償に関する情報については、公表していない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三十年二月九日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「十二万円」を「十五万円」に改める。

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中

「在カラチ日本国総領事館」を「パキスタン」に改める。

「カラチ」を「在カラチ日本国総領事館」に改める。

「パキスタン」を「カラチ」に改める。

「フィリピン」を「ダバオ」に改める。

別表第一のうち三 政府代表部の表欧州の項中

「欧州連合日本政府代表部」を「ベルギー」に改める。

「ブリュッセル」を「欧州連合日本政府代表部」に改める。

「ベルギー」を「ブリュッセル」に改める。

「ベルギー」を「ブリュッセル」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	750,000 円	680,000 円	643,600 円	622,300 円	590,300 円	536,900 円	483,500 円	430,200 円	387,500 円	366,100 円	344,800 円	323,500 円
	インドネシア	640,000	540,000	510,400	491,100	462,200	413,900	365,700	317,400	278,800	259,500	240,200	220,900
	カンボジア	670,000	640,000	603,900	581,700	548,500	493,100	437,700	382,300	338,000	315,900	293,700	271,600
	シンガポール	780,000	700,000	655,100	628,900	589,600	524,100	458,600	393,100	340,700	314,500	288,300	262,100
	スリランカ	600,000	580,000	544,000	524,600	495,400	446,800	398,200	349,600	310,700	291,300	271,800	252,400
	タイ	710,000	600,000	560,400	538,000	504,300	448,300	392,300	336,200	291,400	269,000	246,600	224,200
	大韓民国	830,000	700,000	653,800	627,600	588,400	523,000	457,600	392,300	340,000	313,800	287,700	261,500
	中華人民共和国	940,000	750,000	702,000	674,700	633,800	565,600	497,400	429,200	374,600	347,400	320,100	292,800
	ネパール	720,000	700,000	660,600	640,300	609,800	558,900	508,100	457,200	416,500	396,200	375,800	355,500
	パキスタン	790,000	730,000	695,000	675,100	645,300	595,600	545,900	496,200	456,500	436,600	416,700	396,900
	バングラデシュ	770,000	750,000	713,100	691,400	658,800	604,500	550,200	495,900	452,400	430,700	409,000	387,300
	東ティモール	770,000	740,000	704,500	682,300	649,100	593,600	538,200	482,700	438,300	416,200	394,000	371,800
	フィリピン	670,000	570,000	535,100	514,500	483,600	432,100	380,600	329,100	287,900	267,300	246,700	226,100
	ブータン	680,000	660,000	623,600	602,300	570,300	516,900	463,500	410,200	367,500	346,100	324,800	303,500
	ブルネイ	640,000	620,000	579,400	556,200	521,400	463,500	405,600	347,600	301,300	278,100	254,900	231,800
	ベトナム	610,000	550,000	515,500	495,900	466,600	417,600	368,600	319,700	280,500	260,900	241,300	221,800
大洋州	マレーシア	590,000	530,000	499,600	479,600	449,700	399,700	349,700	299,800	259,800	239,800	219,800	199,900
	ミャンマー	670,000	650,000	610,500	589,700	558,500	506,400	454,400	402,300	360,700	339,800	319,000	298,200
	モルディブ	640,000	620,000	586,500	566,900	537,600	488,600	439,700	390,700	351,500	332,000	312,400	292,800
	モンゴル	630,000	610,000	582,500	564,200	536,900	491,200	445,600	399,900	363,400	345,100	326,900	308,600
	ラオス	690,000	660,000	624,400	601,800	567,900	511,500	455,100	398,600	353,500	330,900	308,300	285,800
	オーストラリア	720,000	650,000	606,100	581,900	545,500	484,900	424,300	363,700	315,200	290,900	266,700	242,500
	キリバス	730,000	710,000	674,800	653,800	622,300	569,800	517,300	464,900	422,900	401,900	380,900	359,900
	クック	760,000	730,000	687,500	662,000	623,800	560,000	496,300	432,500	381,500	356,000	330,500	305,000
	サモア	700,000	680,000	634,300	610,900	575,800	517,400	459,000	400,600	353,800	330,400	307,100	283,700
	ソロモン	770,000	740,000	705,400	683,200	649,800	594,300	538,800	483,200	438,800	416,600	394,400	372,200
	ツバル	730,000	710,000	674,800	653,800	622,300	569,800	517,300	464,900	422,900	401,900	380,900	359,900
	トンガ	650,000	620,000	585,900	564,400	532,300	478,700	425,100	371,500	328,700	307,200	285,800	264,400
	ナウル	630,000	610,000	574,800	553,800	522,300	469,800	417,300	364,900	322,900	301,900	280,900	259,900

	ニカラエ	760,000	730,000	687,500	662,000	623,800	560,000	496,300	432,500	381,500	356,000	330,500	305,000
	ニューージーランド	710,000	680,000	637,500	612,000	573,800	510,000	446,300	382,500	331,500	306,000	280,500	255,000
	バヌアツ	690,000	660,000	620,500	596,500	560,500	500,400	440,400	380,300	332,300	308,200	284,200	260,200
	パプアニューギニア	910,000	880,000	834,500	808,700	770,100	705,600	641,200	576,700	525,100	499,400	473,600	447,800
	パラオ	640,000	620,000	580,500	558,100	524,500	468,400	412,400	356,300	311,500	289,000	266,600	244,200
	フィジー	600,000	580,000	544,800	523,800	492,300	439,800	387,300	334,900	292,900	271,900	250,900	229,900
	マーシャル	630,000	610,000	573,900	552,900	521,500	469,100	416,700	364,300	322,400	301,500	280,500	259,600
	ミクロネシア	640,000	620,000	579,900	558,700	526,900	473,900	420,900	367,900	325,500	304,300	283,100	262,000
北米	アメリカ合衆国	990,000	740,000	692,500	664,800	623,300	554,000	484,800	415,500	360,100	332,400	304,700	277,000
	カナダ	720,000	650,000	608,100	583,800	547,300	486,500	425,700	364,900	316,200	291,900	267,600	243,300
中南米	アルゼンチン	650,000	630,000	584,400	561,000	525,900	467,500	409,100	350,600	303,900	280,500	257,100	233,800
	アンチイグア・パラグアイ	670,000	650,000	609,100	585,600	550,200	491,300	432,400	373,500	326,300	302,800	279,200	255,700
	ウルグアイ	750,000	730,000	676,100	649,100	608,500	540,900	473,300	405,700	351,600	324,500	297,500	270,500
	エクアドル	730,000	700,000	658,500	634,200	597,700	536,800	476,000	415,100	366,400	342,100	317,700	283,400
	エルサルバドル	690,000	670,000	630,500	608,900	576,500	522,400	468,400	414,300	371,100	349,400	327,800	306,200
	ガイアナ	1,210,000	1,170,000	1,092,600	1,050,900	988,400	884,100	779,800	675,600	592,200	550,500	508,800	467,100
	キューバ	940,000	910,000	856,000	827,800	785,400	714,800	644,200	573,600	517,100	488,900	460,600	432,400
	グアテマラ	770,000	750,000	701,500	677,000	640,400	579,200	518,100	456,900	408,000	383,500	359,100	334,600
	グレナダ	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	コスタリカ	670,000	640,000	601,900	578,600	543,700	485,500	427,300	369,100	322,600	299,300	276,000	252,800
	コロンビア	720,000	690,000	653,100	630,600	596,800	540,500	484,200	427,900	382,800	360,300	337,800	315,300
	ジャマイカ	640,000	620,000	581,700	560,500	528,700	475,700	422,700	369,800	327,400	306,200	285,000	263,800
	スリナム	1,190,000	1,150,000	1,074,600	1,033,600	972,200	869,700	767,200	664,800	582,800	541,800	500,800	459,900
	セントクリストファー・ネイビス	670,000	650,000	609,100	585,600	550,200	491,300	432,400	373,500	326,300	302,800	279,200	255,700
	セントビンセント	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	セントルシア	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	チリ	700,000	680,000	631,100	605,900	568,000	504,900	441,800	378,700	328,200	302,900	277,700	252,500
	ドミニカ	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	ドミニカ共和国	700,000	680,000	639,100	617,200	584,200	529,300	474,400	419,500	375,500	353,600	331,600	309,700
	トリニダード・トバゴ	700,000	680,000	639,100	615,600	580,200	521,300	462,400	403,500	356,300	332,800	309,200	285,700
	ニカラグア	710,000	690,000	655,300	635,500	605,800	556,300	506,800	457,400	417,800	398,000	378,200	358,400
	ハイチ	950,000	930,000	880,100	854,100	815,100	750,100	685,100	620,100	568,100	542,100	516,100	490,100

歐洲	バチヤ	630,000	610,000	571,000	549,000	515,900	460,800	405,700	350,600	306,500	284,500	262,400	240,400
	バハマ	640,000	620,000	581,700	560,500	528,700	475,700	422,700	369,800	327,400	306,200	285,000	263,800
	バングラデ	640,000	620,000	579,200	558,100	526,500	473,900	421,300	368,700	326,600	305,500	284,500	263,400
	バルバドス	770,000	740,000	694,000	668,200	629,600	565,200	500,800	436,400	384,900	359,100	333,400	307,600
	ブラジル	780,000	750,000	704,100	676,800	635,700	567,300	498,900	430,500	375,700	348,400	321,000	293,700
	ベネズエラ	1,290,000	1,240,000	1,163,100	1,120,200	1,055,800	948,500	841,200	733,900	648,000	605,100	562,200	519,300
	ペリウズ	660,000	630,000	595,900	574,000	541,300	486,700	432,100	377,500	333,900	312,000	290,200	268,400
	ペルー	720,000	690,000	650,900	626,800	590,800	530,700	470,600	410,500	362,500	338,400	314,400	290,400
	ボリビア	780,000	760,000	718,600	697,600	666,100	613,600	561,100	508,700	466,700	445,700	424,700	403,700
	ホンジュラス	670,000	650,000	611,400	590,800	559,900	508,300	456,700	405,200	363,900	343,300	322,700	302,100
	メキシコ	630,000	600,000	565,900	544,000	511,300	456,700	402,100	347,500	303,900	282,000	260,200	238,400
	アイスランド	780,000	750,000	703,100	675,000	632,800	562,500	492,200	421,900	365,600	337,500	309,400	281,300
	アイルランド	680,000	650,000	608,500	584,200	547,700	486,800	426,000	365,100	316,400	292,100	267,700	243,400
	アゼルバイジャン	570,000	550,000	513,800	494,400	465,300	416,800	368,300	319,800	281,000	261,600	242,200	222,900
	アルバニア	660,000	640,000	601,000	580,700	550,300	499,600	448,900	398,200	357,600	337,300	317,000	296,800
	アルメニア	600,000	580,000	549,600	529,900	500,400	451,300	402,200	353,100	313,800	294,100	274,500	254,800
	アンドラ	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
	イタリヤ	740,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
	ラウライナ	610,000	590,000	555,400	535,400	505,400	455,500	405,600	355,700	315,700	295,700	275,800	255,800
	ウスベキスタン	670,000	650,000	611,600	589,200	555,500	499,300	443,100	387,000	342,000	319,600	297,100	274,700
	英國	860,000	720,000	673,900	646,900	606,500	539,100	471,700	404,300	350,400	323,500	296,500	269,600
	エストニア	550,000	530,000	491,100	471,500	442,000	392,900	343,800	294,700	255,400	235,700	216,100	196,500
	オーストリア	830,000	740,000	694,400	666,600	624,900	555,500	486,100	416,600	361,100	333,300	305,500	277,800
	オランダ	700,000	670,000	626,500	601,400	563,900	501,200	438,600	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600
	カザフスタン	650,000	630,000	592,200	572,400	542,700	493,200	443,700	394,200	354,600	334,800	315,000	295,200
	キプロス	590,000	570,000	530,300	509,000	477,200	424,200	371,200	318,200	275,700	254,500	233,300	212,100
	ギリシャ	590,000	570,000	534,600	513,200	481,200	427,700	374,200	320,800	278,000	256,600	235,200	213,900
	キルギス	590,000	580,000	545,300	527,800	501,700	458,200	414,700	371,200	336,300	318,900	301,500	284,100
	クロアチア	590,000	570,000	533,100	511,800	479,800	426,500	373,200	319,900	277,200	255,900	234,600	213,300
	コソボ	630,000	610,000	571,400	550,500	519,200	467,100	415,000	362,800	321,100	300,300	279,400	258,600
	サンマリノ	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
	ジョージア	580,000	560,000	529,700	511,100	483,300	436,900	390,500	344,100	307,000	288,500	269,900	251,400
	スイス	940,000	900,000	839,900	806,300	755,900	671,900	587,900	503,900	436,700	403,100	369,500	336,000

スウェーデン	760,000	740,000	686,300	658,800	617,600	549,000	480,400	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
スペイン	660,000	640,000	593,500	569,800	534,200	474,800	415,500	356,100	308,600	284,900	261,100	237,400
スロバキア	600,000	580,000	539,800	518,200	485,800	431,800	377,800	323,900	280,700	259,100	237,500	215,900
スロベニア	600,000	580,000	542,600	520,900	488,400	434,100	379,800	325,600	282,200	260,500	238,800	217,100
セルビア	600,000	580,000	541,400	520,500	489,200	437,100	385,000	332,800	291,100	270,300	249,400	228,600
タジキスタン	690,000	670,000	640,000	622,800	597,000	554,000	511,000	468,000	433,600	416,400	399,200	382,000
チエコ	620,000	600,000	561,300	538,800	505,100	449,000	392,900	336,800	291,900	269,400	247,000	224,500
デンマーク	790,000	760,000	706,500	678,200	635,900	566,200	494,600	423,900	367,400	339,100	310,900	282,600
ドイツ	790,000	670,000	620,600	595,800	558,600	496,500	434,400	372,400	322,700	297,900	273,100	248,300
トルクメニスタン。	790,000	770,000	731,000	708,600	674,900	618,800	562,700	506,600	461,700	439,300	416,800	394,400
ノルウェー	790,000	760,000	706,000	677,800	635,400	564,800	494,200	423,600	367,100	338,900	310,600	282,400
バチカン	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
ハンガリー	580,000	560,000	521,900	501,000	469,700	417,500	365,300	313,100	271,400	250,500	229,600	208,800
フィンランド	740,000	710,000	666,400	639,700	599,700	533,100	466,500	399,800	346,500	319,900	293,200	266,600
フランス	790,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
ブルガリア	550,000	530,000	498,900	478,900	449,000	399,100	349,200	299,300	259,400	239,500	219,500	199,600
ベラルーシ	640,000	620,000	583,800	564,400	535,400	487,100	438,800	390,400	351,800	332,400	313,100	293,800
ベルギー	700,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700	438,100	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
ポーランド	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	540,000	505,800	486,800	458,400	411,000	363,600	316,300	278,400	259,400	240,500	221,500
ポルトガル	630,000	610,000	566,000	543,400	509,400	452,800	396,200	339,600	294,300	271,700	249,000	226,400
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	510,000	490,000	462,300	445,400	420,000	377,800	335,600	293,400	259,600	242,700	225,800	208,900
マルタ	690,000	660,000	618,500	593,800	556,700	494,800	433,000	371,100	321,600	296,900	272,100	247,400
モナコ	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
モルドバ	640,000	610,000	576,900	555,800	524,200	471,500	418,800	366,100	324,000	302,900	281,800	260,800
モンテネグロ	630,000	610,000	571,400	550,500	519,200	467,100	415,000	362,800	321,100	300,300	279,400	258,600
ラトビア	630,000	600,000	562,600	540,100	506,400	450,100	393,800	337,600	292,600	270,100	247,600	225,100
リトアニア	580,000	550,000	517,900	497,200	466,100	414,300	362,500	310,700	269,300	248,600	227,900	207,200
リヒテンシュタイン	940,000	900,000	839,900	806,300	755,900	671,900	587,900	503,900	436,700	403,100	369,500	336,000
ルーマニア	590,000	570,000	530,800	509,500	477,700	424,600	371,500	318,500	276,000	254,800	233,500	212,300
ルクセンブルク	680,000	650,000	607,300	583,000	546,500	485,800	425,100	364,400	315,800	291,500	267,200	242,900
ロシア	830,000	670,000	622,900	598,800	562,600	502,300	442,000	381,700	333,500	309,400	285,300	261,200

中東	アフガニスタン	870,000	850,000	809,100	786,800	753,200	697,300	641,400	585,500	540,700	518,400	496,000	473,700
	アラブ首長国連邦	740,000	710,000	662,300	635,800	596,000	529,800	463,600	397,400	344,400	317,900	291,400	264,900
	イエメン	1,020,000	990,000	940,500	912,100	869,500	798,400	727,400	656,300	599,500	571,000	542,600	514,200
	イスラエル	870,000	790,000	733,800	705,200	662,400	591,000	519,600	448,300	391,200	362,600	334,100	305,500
	イラク	930,000	900,000	857,800	833,400	797,000	736,200	675,400	614,700	566,000	541,700	517,400	483,100
	イラン	780,000	760,000	721,600	699,600	666,500	611,300	556,100	501,000	456,800	434,800	412,700	390,700
	オマーン	710,000	680,000	638,500	613,800	576,700	514,800	453,000	391,100	341,600	316,900	292,100	267,400
	カタール	690,000	670,000	623,500	599,400	563,200	502,800	442,500	382,100	333,800	309,700	285,500	261,400
	クウェート	700,000	680,000	638,600	615,100	579,800	520,900	462,000	403,200	356,100	332,500	309,000	285,500
	サウジアラビア	810,000	790,000	746,800	722,900	687,100	627,400	567,700	508,100	460,300	436,400	412,600	388,700
	シリア	650,000	630,000	594,800	575,000	545,300	495,700	446,100	396,600	356,900	337,100	317,300	297,500
	トルコ	600,000	580,000	543,200	522,800	492,300	441,400	390,500	339,700	299,000	278,600	258,300	237,900
	バーレーン	680,000	660,000	616,500	592,600	556,900	497,200	437,600	377,900	330,200	306,300	282,500	258,600
	ヨルダン	640,000	620,000	582,600	561,300	529,400	476,100	422,800	369,600	327,000	305,700	284,400	263,100
	レバノン	730,000	700,000	659,600	635,200	598,700	537,700	476,700	415,800	367,000	342,600	318,200	293,900
アメリカ	アルジェリア	710,000	680,000	643,600	621,500	588,300	532,900	477,500	422,200	377,900	355,700	333,600	311,500
	アンゴラ	1,110,000	1,080,000	1,024,600	992,800	945,200	865,700	786,200	706,800	643,200	611,400	579,600	547,900
	ウガンダ	760,000	740,000	703,900	683,700	653,500	603,000	552,500	502,100	461,700	441,500	421,300	401,200
	エジプト	720,000	660,000	616,500	594,200	560,900	505,200	449,600	393,900	349,400	327,100	304,900	282,600
	エチオピア	790,000	760,000	726,700	705,300	673,100	619,500	565,900	512,300	469,400	447,900	426,500	405,100
	エルトリア	750,000	720,000	686,700	665,300	633,100	579,500	525,900	472,300	429,400	407,900	386,500	365,100
	ガーナ	840,000	820,000	777,800	754,200	719,000	660,200	601,400	542,700	495,600	472,100	448,600	425,100
	カーボヴェルデ	830,000	800,000	757,500	733,200	696,800	636,000	575,300	514,500	465,900	441,600	417,300	393,000
	ガボン	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
	カメルーン	880,000	850,000	808,500	783,800	746,700	684,800	623,000	561,100	511,600	486,900	462,100	437,400
	ガンビア	830,000	800,000	757,500	733,200	696,800	636,000	575,300	514,500	465,900	441,600	417,300	393,000
	ギニア	910,000	890,000	843,500	819,000	782,200	720,800	659,500	598,100	549,000	524,500	499,900	475,400
	ギニアビサウ	830,000	800,000	757,500	733,200	696,800	636,000	575,300	514,500	465,900	441,600	417,300	393,000
	ケニア	770,000	740,000	700,400	676,800	641,300	582,300	523,300	464,200	417,000	393,400	369,800	346,200
	コートジボワール	890,000	870,000	823,100	797,800	759,800	696,500	633,200	569,900	519,200	493,900	468,600	443,300
	コモロ	630,000	610,000	575,600	554,700	523,300	471,000	418,700	366,400	324,600	303,700	282,800	261,900
	コンゴ共和国	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
	コンゴ民主共和国	1,170,000	1,140,000	1,077,600	1,043,700	992,900	908,100	823,300	738,600	670,800	636,900	603,000	569,100

サントメ・プリンシペ	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
ザンビア	730,000	710,000	674,900	654,000	622,700	570,500	518,300	466,100	424,400	403,500	382,600	361,800
シエラレオネ	800,000	780,000	737,800	714,200	679,000	620,200	561,400	502,700	455,600	432,100	408,600	385,100
ジブチ	930,000	910,000	857,500	830,800	790,800	724,000	657,300	590,500	537,100	510,400	483,700	457,000
ジンバブエ	860,000	840,000	797,300	773,800	738,500	679,800	621,100	562,400	515,400	491,900	468,400	444,900
スーダン	810,000	790,000	754,500	733,000	700,800	647,100	593,400	539,700	496,700	475,200	453,700	432,300
スロヴァン	630,000	610,000	570,200	549,600	518,800	467,400	416,000	364,600	323,500	302,900	282,400	261,800
セーシェル	710,000	680,000	640,400	616,800	581,300	522,300	463,300	404,200	357,000	333,400	309,800	286,200
赤道ギニア	920,000	890,000	840,600	813,000	771,600	702,500	633,400	564,400	509,100	481,500	453,900	426,300
セネガル	850,000	820,000	777,500	753,200	716,800	656,000	595,300	534,500	485,900	461,600	437,300	413,000
ソマリア	810,000	780,000	740,400	716,800	681,300	622,300	563,300	504,200	457,000	433,400	409,800	386,200
タンザニア	750,000	730,000	690,500	668,900	636,500	582,400	528,400	474,300	431,100	409,400	387,800	366,200
チャド	840,000	810,000	768,500	743,800	706,700	644,800	583,000	521,100	471,600	446,900	422,100	397,400
中央アフリカ	880,000	850,000	808,500	783,800	746,700	684,800	623,000	561,100	511,600	486,900	462,100	437,400
チュニジア	540,000	530,000	496,100	479,100	453,500	410,900	368,300	325,700	291,600	274,500	257,500	240,500
トーゴ	850,000	830,000	783,100	757,800	719,800	656,500	593,200	529,900	479,200	453,900	428,600	403,300
ナイジェリア	900,000	870,000	828,500	804,600	768,700	708,800	649,000	589,100	541,200	517,300	493,300	469,400
ナミビア	700,000	680,000	641,500	619,400	586,400	531,200	476,100	420,900	376,800	354,700	332,700	310,600
ニジェール	850,000	830,000	783,100	757,800	719,800	656,500	593,200	529,900	479,200	453,900	428,600	403,300
ブルキナファソ	810,000	790,000	750,600	728,200	694,600	638,500	582,400	526,400	481,500	459,100	436,700	414,300
ブルンジ	810,000	780,000	740,400	716,800	681,300	622,300	563,300	504,200	457,000	433,400	409,800	386,200
ベナン	820,000	800,000	760,300	737,400	703,200	646,200	589,200	532,200	486,500	463,700	440,900	418,100
ボツワナ	680,000	660,000	627,400	607,000	576,400	525,400	474,400	423,400	382,600	362,200	341,800	321,400
マダガスカル	730,000	710,000	675,600	654,700	623,300	571,000	518,700	466,400	424,600	403,700	382,800	361,900
マラウイ	750,000	730,000	695,700	675,900	646,300	597,000	547,700	498,400	458,900	439,200	419,400	399,700
マリ	850,000	820,000	782,800	759,800	725,500	668,200	610,900	553,700	507,800	484,900	462,000	439,100
南アフリカ共和国	670,000	610,000	570,200	549,600	518,800	467,400	416,000	364,600	323,500	302,900	282,400	261,800
南スーダン	1,240,000	1,210,000	1,138,800	1,102,400	1,047,900	957,000	866,100	775,300	702,600	666,200	629,900	593,500
モーリシャス	750,000	730,000	689,900	668,300	635,900	581,900	527,900	473,900	430,700	409,100	387,500	366,000
モーリタニア	820,000	790,000	756,000	734,200	701,400	646,800	592,200	537,600	493,900	472,100	450,200	428,400
モザンビーク	780,000	760,000	720,800	699,700	668,000	615,200	562,400	509,600	467,400	446,300	425,200	404,100
モロッコ	590,000	570,000	530,600	510,500	480,300	430,100	379,900	329,600	289,400	269,300	249,200	229,200
リビア	940,000	910,000	855,800	827,500	785,200	714,600	644,000	573,500	517,000	488,800	460,500	432,300

リベリア	840,000	820,000	777,800	754,200	719,000	660,200	601,400	542,700	495,600	472,100	448,600	425,100
ルワンダ	750,000	730,000	692,800	671,000	638,500	584,200	529,900	475,700	432,200	410,500	388,800	367,100
セント	630,000	610,000	570,200	549,600	518,800	467,400	416,000	364,600	323,500	302,900	282,400	261,800

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別										
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	号
アジア	コルカタ	660,000	638,500	605,500	550,400	495,400	440,300	396,300	374,200	352,200	330,200	330,200
	チェンナイ	660,000	640,000	606,900	551,700	496,500	441,300	397,100	375,000	352,900	330,900	330,900
	ベンガルール	640,000	627,300	595,000	541,100	487,200	433,300	390,200	368,700	347,100	325,600	325,600
	ムンバイ	690,000	649,500	615,800	559,600	503,400	447,200	402,200	379,800	357,300	334,800	334,800
	スラバヤ	540,000	508,100	480,400	434,200	388,000	341,800	304,800	286,300	267,800	249,400	249,400
	デンプサル	530,000	515,000	484,100	432,500	380,900	329,400	288,100	267,500	246,900	226,300	226,300
	メダン	550,000	536,200	506,000	455,700	405,400	355,100	314,900	294,700	274,600	254,500	254,500
	チェンマイ	520,000	508,000	476,200	423,300	370,400	317,500	275,100	254,000	232,800	211,700	211,700
	済州	670,000	618,800	580,200	515,700	451,200	386,800	335,200	309,400	283,600	257,900	257,900
	釜山	630,000	589,400	552,600	491,200	429,800	368,400	319,300	294,700	270,200	245,600	245,600
	広州	660,000	618,100	579,500	515,100	450,700	386,300	334,800	309,100	283,300	257,600	257,600
	上海	720,000	667,800	626,100	556,500	486,900	417,400	361,700	333,900	306,100	278,300	278,300
	重慶	620,000	581,200	546,200	487,700	429,200	370,800	324,000	300,600	277,200	253,900	253,900
	瀋陽	620,000	580,900	545,800	487,400	429,000	370,600	323,800	300,400	277,100	253,700	253,700
	青島	600,000	583,200	546,800	486,000	425,300	364,500	315,900	291,600	267,300	243,000	243,000
	香港	810,000	754,900	707,700	629,100	550,500	471,800	408,900	377,500	346,000	314,600	314,600
	カラチ	720,000	687,300	658,200	609,600	561,100	512,500	473,700	454,200	434,800	415,400	415,400
	ダバオ	530,000	514,500	483,600	432,100	380,600	329,100	287,900	267,300	246,700	226,100	226,100
大洋州	ホーチミン	540,000	505,900	475,600	425,200	374,800	324,400	284,000	263,900	243,700	223,600	223,600
	ベナン	480,000	463,000	434,000	385,800	337,600	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	192,900
	シドニー	640,000	590,900	554,000	492,400	430,900	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	246,200
	パース	610,000	586,200	549,600	488,500	427,400	366,400	317,500	293,100	268,700	244,300	244,300
	オースペン	620,000	576,700	540,700	480,600	420,500	360,500	312,400	288,400	264,300	240,300	240,300
	メルボルン	640,000	594,000	556,900	495,000	433,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500	247,500
	オークランド	630,000	614,200	575,800	511,800	447,800	383,900	332,700	307,100	281,500	255,900	255,900

北米	アトランタ	670,000	619,900	581,200	516,600	452,000	387,500	335,800	310,000	284,100	258,300
	サンフランシスコ	730,000	682,600	639,900	568,800	497,700	426,600	369,700	341,300	312,800	284,400
	シアトル	670,000	622,200	583,300	518,500	453,700	388,900	337,000	311,100	285,200	259,300
	シカゴ	730,000	678,400	636,000	565,300	494,600	424,000	367,400	339,200	310,900	282,700
	デトロイト	640,000	598,300	560,900	498,600	436,300	374,000	324,100	299,200	274,200	249,300
	デンバー	630,000	611,500	573,300	509,600	445,900	382,200	331,200	305,800	280,300	254,800
	チツシユビル	670,000	627,400	588,200	522,800	457,500	392,100	339,800	313,700	287,500	261,400
	ニューヨーク	820,000	707,900	663,600	589,900	516,200	442,400	383,400	353,900	324,400	295,000
	ハガツニヤ	600,000	584,500	548,000	487,100	426,200	365,300	316,600	292,300	267,900	243,600
	ヒューストン	680,000	630,700	591,300	525,600	459,900	394,200	341,600	315,400	289,100	262,800
	ボストン	710,000	659,800	618,500	549,800	481,100	412,400	357,400	329,900	302,400	274,900
	ホノルル	670,000	622,000	583,100	518,300	453,500	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	マイアミ	670,000	620,800	582,000	517,300	452,600	388,000	336,200	310,400	284,500	258,700
	ロサンゼルス	750,000	693,500	650,100	577,900	505,700	433,400	375,600	346,700	317,800	289,000
	カルガリー	570,000	553,200	518,600	461,000	403,400	345,800	299,700	276,600	253,600	230,500
	トロント	630,000	589,400	552,600	491,200	429,800	368,400	319,300	294,700	270,200	245,600
	バンクーバー	640,000	595,700	558,500	496,400	434,400	372,300	322,700	297,800	273,000	248,200
	モントリオール	590,000	566,800	531,300	472,300	413,300	354,200	307,000	283,400	259,800	236,200
	クリチバ	690,000	669,100	628,500	560,900	493,300	425,700	371,600	344,500	317,500	290,500
中南米	サンパウロ	760,000	706,800	663,800	592,300	520,800	449,200	392,000	363,400	334,800	306,200
	マナウス	730,000	713,000	674,100	609,200	544,300	479,400	427,500	401,500	375,600	349,600
	リオデジヤネイロ	800,000	745,800	702,300	629,800	557,300	484,900	426,900	397,900	368,900	339,900
	レシフェ	670,000	651,100	613,500	550,900	488,300	425,700	375,600	350,500	325,500	300,500
	レオン	520,000	501,400	472,000	423,100	374,200	325,300	286,100	266,600	247,000	227,500
欧州	ミラノ	670,000	623,500	584,600	519,600	454,700	389,700	337,700	311,800	285,800	259,800
	エディンバラ	640,000	622,000	583,100	518,300	453,500	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	バルセロナ	590,000	575,400	539,400	479,500	419,600	359,600	311,700	287,700	263,700	239,800
	デュッセルドルフ	630,000	590,200	553,300	491,800	430,300	368,900	319,700	295,100	270,500	245,900
	ハンブルク	610,000	589,400	552,600	491,200	429,800	368,400	319,300	294,700	270,200	245,600
	フランクフルト	630,000	588,000	551,300	490,000	428,800	367,500	318,500	294,000	269,500	245,000
	ミュンヘン	610,000	585,800	549,200	488,200	427,200	366,200	317,300	292,900	268,500	244,100
	ストラスブール	630,000	583,400	547,000	486,200	425,400	364,700	316,000	291,700	267,400	243,100

中東	ワルセイエ	600,000	577,400	541,400	481,200	421,100	360,900	312,800	288,700	264,700	240,600
	ウラジオストク	580,000	547,200	516,100	464,300	412,500	360,700	319,300	298,600	277,900	257,200
	サンクトペテルブルク	580,000	565,400	531,300	474,500	417,700	360,900	315,400	292,700	270,000	247,300
	ハバロフスク	600,000	562,400	530,400	477,000	423,600	370,300	327,600	306,200	284,900	263,500
北米	ユジノサハリンスク	670,000	624,800	588,900	529,000	469,100	409,300	361,400	337,400	313,500	289,500
	トバイ	680,000	661,900	620,600	551,600	482,700	413,700	358,500	331,000	303,400	275,800
	ジツダ	680,000	665,200	629,200	569,300	509,400	449,500	401,500	377,600	353,600	329,700
	イスタンブール	540,000	520,300	489,200	437,200	385,200	333,300	291,700	270,900	250,100	229,400

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別									
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ	560,000	540,000	510,400	491,100	462,200	413,900	365,700	317,400	278,800	259,500
	(東南アジア諸国連合)										
	ニューヨーク	940,000	790,000	737,400	707,900	663,600	589,900	516,200	442,400	383,400	353,900
	(国際連合)										
北米	モントリオール	660,000	630,000	580,400	566,800	531,300	472,300	413,300	354,200	307,000	283,400
	(国際民間航空機関)										
	ウイーン	770,000	740,000	694,400	666,600	624,900	555,500	486,100	416,600	361,100	333,300
	(在ウイーン国際機関)										
欧州	ジュネーブ	1,050,000	890,000	825,600	792,600	743,100	660,500	577,900	495,400	429,300	396,300
	(在ジュネーブ国際機関)										
	(軍縮会議)	920,000	890,000	825,600	792,600	743,100	660,500	577,900	495,400	429,300	396,300
	パリ	740,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700
アフリカ	(経済協力開発機構)										
	(国際連合教育科学文化機関)	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700
	フリユッセル	750,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700	438,100	375,500	325,500	300,400
	(欧州連合)										
アフリカ	(北大西洋条約機構)	750,000	670,000	625,900	600,800	563,300	500,700	438,100	375,500	325,500	300,400
	アデイスアベバ	790,000	760,000	726,700	705,300	673,100	619,500	565,900	512,300	469,400	447,900
	(アフリカ連合)										

附 則

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、在外公館の新設を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 フィリピンに在ダバオ日本国総領事館を新設すること。
 - 2 北大西洋条約機構日本政府代表部を新設すること。
 - 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
 - 4 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること。
 - 5 この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。ただし、1及び2については、政令で定める日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
- 本法案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本法案施行に要する経費
- 本法案施行に要する経費として、平成三十年度

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一般会計予算外務省所管の中に、約一億八千二百六十七万円が計上されている。
右報告する。

平成三十年三月十四日

外務委員長 中山 泰秀
衆議院議長 大島 理森殿

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（拠出金の施設型給付費等支給費用への充当）

第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、

国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一

項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども）のうち、満三歳に達する日以

後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項にお

いて同じ。）に係るものについては、その額の六

分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に

相当する額（次条第一項及び第六十八条第一項

において「拠出金充当額」という。）を第六十九条

第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関

し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ること

ができる。

第六十七条第一項中「国及び都道府県が負担す

べきものとして政令で定めるところにより算定し

た額（次条第一項において「施設型給付費等負担対

象額」という。）を「施設型給付費等負担対象額か

ら拠出金充当額を控除した額」に改める。

第六十八条第一項中「施設型給付費等負担対象

額の二分の一を負担する」を「施設型給付費等負担

対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一

を負担するものとし、市町村に対し、国が負担す

る額及び拠出金充当額を合算した額を交付する」

に改める。

第六十九条第一項中「拠出金対象児童手当費用」

という。」の下に、「第六十五条の規定により市町

村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給

付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子

どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二

項において「拠出金対象施設型給付費等費用」とい

う。）を加える。

第七十条第二項中「拠出金対象児童手当費用」の

下に、「拠出金対象施設型給付費等費用」を加え、

「第六十八条第二項」を「第六十八条第一項の規定

により国が負担する額（満三歳未満保育認定子ど

もに係るものに限る。）、同条第二項に、「千分の

二・五」を「千分の四・五」に改める。

附則に次の一条を加える。

（保育充実事業

第十四条 保育の実施への需要が増大しているも

のとして内閣府令で定める要件に該当する市町

村（以下この条において「特定市町村」という。）

は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を

図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子

ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府

令で定めるもの（以下この条において「保育充実

事業」という。）のうち必要と認めるものを市町

村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市

町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該

保育充実事業を行うことができる。

2 特定市町村以外の市町村（次項及び第四項に

において「事業実施市町村」という。）は、当分の

間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特

に必要があるときは、保育充実事業のうち必要

と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業

計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事

業計画に従つて当該保育充実事業を行うことが

できる。

3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事

業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で

定めるところにより、当該保育充実事業に要す

る費用の一部を補助することができる。

4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都

道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に

応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の

取組を支援するため、小学校就学前子どもの保

育に係る子ども・子育て支援に関する施策であ

つて、市町村の区域を超えた広域的な見地か

ら調整が必要なものは特に専門性の高いもの

について協議するため、内閣府令で定めるところ

により、当該都道府県、当該特定市町村又は

事業実施市町村その他の関係者により構成され

る協議会を組織することができる。

5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令

を定め、又は変更しようとするときは、あらか

じめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議し

なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十年四月一日から施行す

る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

十三号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「平成二十四年法律第六十五号」に

よる」の下に「子どもための教育・保育給付」を

加える。

第百十一条第五項第二号中トをチとし、ロからへまでをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 子どものための教育・保育給付交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費

第百十三条第三項中「子ども・子育て支援法」の下に「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十八条第一項の規定により国庫が負担するもの、子どものための教育・保育給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法を加え、」第百十一条第五項第二号ホを「第百十一条第五項第二号ヘ」に改める。

第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金」の下に「子どものための教育・保育給付交付金」を加える。

第百二十条第二項第三号中「金額」の下に「子どものための教育・保育給付交付金の額及び」を加え、「及び第百十一条第五項第二号ホを」を「子どものための教育・保育給付交付金に関する諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条第五項第二号ヘ」に改める。

附則第三十一条の二中「同項第二号ホ」を「同項第二号ヘ」に、「に係る国庫負担金の額」とあるのは「に係る国庫負担金の額を」の合計額とあるのは「に改め、」による国庫負担金の額の下に「の合計額」を加える。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「同号ホ」を「同号ヘ」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」を削り、「並びに子ども・子育て支援交付金」を「と、」及び仕事・子育て両立支援事業費とあるのは「に、」に係る国庫負担金の額とあるのは「に係る国庫負担金の額を」の合計額とあるのは「に改め、」による国庫負担金の額の下に「の合計額」を加える。

附則第三十一条の四の次に次の二条を加える。

（子ども・子育て支援法第三十一条の五）

第三十一条の五 当分の間、第百十一条第五項の規定によるほか、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金は、子ども・子育て支援法第三十一条の五（一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

第三十一条の六 当分の間、第六十八条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援法第三十一条の六（繰入れの特例）の繰入れの特例

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てるとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

（一）子どものための教育・保育給付の費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分については、その六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。

（二）全国的な事業主の団体は、（一）の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出る事ができるものとする。

2 拠出金

（一）一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満児相当分の費用に限る。）を追加すること。

（二）拠出金の率の上限を千分の二・五から千分の四・五に引き上げるものとする。

3 保育充実事業

（一）保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、行うことができるものとする。また、これらの市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画

画に定め、当該保育充実事業を行うことができるものとする。

（二）国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。また、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができるものとする。

4 その他

5 施行期日等

（一）この法律は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

（二）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）について所要の改正を行うものとする。

（三）この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てるとする等の措置を講ずるもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約千三十二億円であら。

右報告する。

平成三十年三月十五日

内閣委員長 山際大志郎

衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二一六円 三〇円